

⑥ 景観分野

みどりとみどり

みどり与人

- ・北摂山系の森林・棚田、集落・田園・河川などの自然景観や住宅地・商業地・工業地の植栽・街路樹などの市街地景観、古いまちなみや寺社林などの歴史的景観、本市の特徴的なシンボル景観といった、良好な都市景観の形成に資するみどりの維持に努めます。



里地里山の景観



みどり豊かな都市景観



社寺のみどり

⑦ 防災分野

みどりとみどり

みどり与人

人と人

- ・防災部局や地域の防災活動などと連携し、災害時の避難場所となる公園での防災訓練の実施や、日常的な公園利用による避難場所の普及・啓発など、防災分野での活用を促進します。
- ・公園、街路樹などの、災害時の延焼防止や避難場所などとしての機能を高める再整備や適切な維持管理により、まちの防災性の向上を図り、防災分野での活用を促進します。

防災公園の日常利用
(かまどベンチ)

公園での防災訓練

⑧ 自然環境保全分野

みどりとみどり

みどり与人

人と人

- ・多様な生物の生息環境となっている里地里山や、河川、公園などのまとまったみどりの保全に努めます。
- ・自然観察会や勉強会の開催、環境学習での利用など、自然環境保全についての学びや啓発の場としての活用を促進します。



元茨木川緑地での観察会



河川での生き物観察

具体施策（5）みどりやまちづくり活動等にかかる情報の発信

市民などのみどりに対する意識の向上や、みどりを活用したまちづくり活動との関わりを促進するため、みどりに関する情報を様々な手段により発信・共有します。

① みどりやまちづくり活動等にかかる情報の発信

みどり与人

人と人

- ・茨木市のみどりやみどりを活用したまちづくり活動などの情報を集約するとともに、みどりの魅力や価値、活用例などについても、様々な手段を用いて発信します。
- ・市内の公園情報やみどりのイベントの開催情報などに関するパンフレット、公園の活用方法を掲載したアイデア集を作成します。これらは冊子を作成するほか、インターネットなどを活用して配信します。
- ・SNSなどインターネットを活用した情報発信を推進します。

■発信する情報の例

○茨木市のみどりの特徴

- ・元茨木川緑地等特徴ある公園・緑地
- ・市内で見られる樹木、草本等の情報
- ・天然林が多い、社寺や古墳等と一体となったみどりが多い等

○四季折々の花の開花情報や見所

○みどりに関連するイベント情報 等

■情報発信の手段

- 市HP（みどりに関する情報の一元化）
- 観光協会HP
- 広報いばらき
- リーフレット
- SNS（Instagram、X、Facebook 等）
- テレビ、ラジオ、新聞広告、タウン情報誌 等



公園緑地課公式 Instagram 「park_green_ibaraki」

3) 「みどりの保全・創出」に関する具体施策

基本方針3「みどりの保全・創出」に関する具体施策として、以下に取り組みます。

具体施策（6）緑地の保全

本市のみどりの多くを占める森林の保全や、農地、景観緑地、身近な樹林地の保全に取り組みます。

① 森林の保全

みどりとみどり

みどり与人

人と人

[1] 森林保全の共通の取組

- ・森林環境の保全・再生も含めた農林業施策の上位計画策定を検討します。
- ・モチツツジ・アカマツ群落、コナラ群などの天然林については、大阪府や周辺市町、森林組合などと連携し、森林病虫害対策を含めた保全・再生を図ります。
- ・森林環境譲与税なども活用しながら、茨木市木材利用基本方針に基づく公共建築物の木造化・木質化や、私有林整備施業実施者への補助、アドプト制度の導入なども図りながら、関係団体との連携による森林整備、木工体験活動などの実施や支援を行います。



森林環境サポーター養成講座



森林整備活動

[2] 自然公園

- ・大阪府立北摂自然公園として指定されている竜王山周辺（竜王山地区）、上音羽・泉原周辺（多留見地区）、銭原・長谷周辺（見立地区）の森林は、その自然の風景を保護するとともに、案内看板、散策コースのマップの整備などにより、レクリエーションや環境学習などによる市民利用の増進を図ります。

[3] 近郊緑地保全区域

- ・近郊緑地保全区域に指定されている北部地域のまとまりのある森林については、今後も保全に努めます。
- ・市民の健全な心身の保持及び増進を図るとともに、公害や災害の防止などに寄与するみどりを保全します。

[4] 保安林及び地域森林計画対象民有林

- ・保安林及び地域森林計画対象民有林については、水源のかん養や木材の生産を基本としつつも、生物多様性の確保、自然景観の保全といった役割も重要となっていることから、都市近郊の貴重な緑地空間として秩序ある土地利用計画のもとその保全、育成に努めます。

② 景観緑地の保全

みどりとみどり

[1] 景観緑地の保全

- ・北部地域(いばきた)や丘陵地、市街地に隣接する穂積・郡山丘陵などの市街化調整区域のみどりは、景観緑地としての役割の他に、環境面からも地球温暖化の防止や生態系の保護などに貢献する緑地であることから、今後、各種制度活用も視野に入れながら緑地の保全に努めます。なお、市街化調整区域は、景観計画において「みどり・田園景観区域」に指定されており、市街地から北摂山系への眺望景観の保全が図られています。
- ・元茨木川緑地は、市街地にみどり豊かで季節感あふれる景観を形成しており、今後も適切な維持管理により保全していきます。また、元茨木川緑地に隣接する地区は、景観計画において「元茨木川緑地景観形成地区」に指定されており、元茨木川緑地のみどりと調和した景観形成が図られています。

③ 農地の保全

みどりとみどり

みどり与人

人と人

[1] 市街化調整区域の農地の保全

- ・市街化調整区域の農地は農業生産の場のみでなく、洪水防止、水源かん養などの国土保全機能などを有することから、今後も、農業生産活動の継続を図りつつ、それらの有する機能を維持するとともに、農空間を利用した新たな多面的機能についても検討します。
- ・農業経営基盤強化促進法に基づき策定した地域計画の実現に向け、地域農業や農地の維持・保全を図るため、新規就農者の確保と育成に取り組みます。



新規就農者研修（トラクタ講習）



新規就農者研修（圃場管理）

[2] 市街化区域の農地の保全

- ・市街化区域内の農地は、みどりがもつ多面的な役割を踏まえ、生産緑地制度などの運用による都市農地の維持・保全・活用を図ります。

[3] 市民農園の整備

- ・民間の市民農園開設に向けた取組をサポートするとともに、市が開設したふれあい農園の運営を継続します。

④ 身近な樹林地の保全

みどりとみどり

[1] 社寺林や個人地のみどりの保全

- ・保存樹制度や緑地協定制度的などを活用しながら、身近な憩いの空間として、所有者の意向を尊重しつつ保全に努めます。

具体施策（7）公園・緑地等の整備・管理運営

市域全体と生活圏の双方の視点から、より効果的に公園・緑地などの機能が発揮されるよう、整備、管理運営に取り組みます。

① 公園・緑地の整備・再整備・管理運営

みどりとみどり

みどり与人

人と人

[1] 公園・緑地の整備・再整備・管理運営の共通の取組

- 公園施設長寿命化計画に基づき、地域の実情に合わせた再整備や施設・設備の更新を計画的に実施し、再整備の際には、ユニバーサルデザイン化を進めることを基本としつつ、利用者の意向を把握し、地区の特性を踏まえた整備を行います。
- 公園施設は、毎年定期点検を行い、効率的な維持修繕に努めます。
- 植栽は、利用者の安全・安心に配慮しながら維持管理を行います。
- みどりの適切な管理運営を進めていくため、過去の維持管理作業及び経過が記載された公園台帳の充実を図ります。
- 公園の管理運営は、規模や特徴を踏まえ民間活力の活用による賑わいづくりを検討するなど、公園の多様なストック効果をより向上させる取組を推進するとともに、指定管理者制度やアドプト制度など市民・民間が管理に携わる新たな展開も含めた官民連携による公園の活性化を図ります。
- Park-PFIなどの官民連携制度の活用や民間手法による公園の維持管理・運営も視野に入れ、公園の機能の充実、魅力の向上を検討します。
- 本計画の下部計画として、地域特性に応じた公園機能の適切な配置や、多様な主体による利活用の促進などにより、みどりのオープンスペースである公園の多機能性を効果的かつ効率的に発揮させ、公園の魅力向上を図ることを目的としたパークマネジメントプランの策定を検討し、生活圏での公園機能の充実、維持管理の効率化を図ります。
- 既存の都市公園・児童遊園の機能再編や長期未着手の都市計画公園・緑地のあり方について検討します。
- 各種手続きのオンライン化やAIを活用した維持管理など、DX（デジタルトランスフォーメーション）化の推進、新技術の導入を図ります。

[2] 住区基幹公園

- 市街地における配置バランスや誘致圏を考慮し、整備率が低い地域において用地の確保が可能で人口の定着が期待できるなどの条件をもとに、優先順位を定めて整備を推進します。彩都などの大規模都市開発に伴う一部の未整備の公園などは、市街地整備に合わせて整備します。
- 市民会館跡地エリア第二期整備では、様々な人・過ごし方が、緩やかに空間・時間を共有し、人やアクティビティをつなげる「share to link」のコンセプトを踏まえ、社会実験などで市民の参加を得ながら整備を進めます。

[3] 都市基幹公園

- ・西河原公園（総合公園）は、住区基幹公園と同様の維持管理を進めるとともに、周辺地域のまちづくりに寄与する機能の整備を含めた官民連携の取組について検討を進めます。
- ・松沢池公園（一部開園）は、池沼を含んだ公園であり、現在、農業用ため池として利用されていることから、開設の時機を待ちます。
- ・ダムパークいばきたについては、安威川ダム周辺整備基本計画に基づき、総合公園として官民連携による整備・運営を行います。



ダムパークいばきた
民間企業が運営するパークセンター



ダムパークいばきた
民間企業が運営する吊り橋

[4] 都市緑地

- ・元茨木川緑地は、「元茨木川緑地リ・デザイン計画」に基づき、茨木市のみどりの骨格軸として、官民連携による公園運営の検討なども含めて、良好な緑地として保全・整備、管理運営を進めます。
- ・その他の都市緑地についても、適切な維持管理に努めます。



計画に基づき後継の桜を植栽



元茨木川緑地の梅園

② 開発による公園・緑地の整備・管理運営

みどりとみどり

[1] 市条例による公園の整備・管理運営

- ・本市では開発による公園の整備基準を以下のように定めています。
 - 一定規模が確保できるように用地の集約化などを指導します。
 - 開発区域面積が3,000㎡以上の住宅建設を目的とする開発行為などについては、市条例により算出された面積以上を公園として整備するよう協議します。
- ・緑地協定の締結を促進します。

[2] 市条例による緑地、広場、緑道の確保

- ・緑地、広場、緑道は、市条例に基づく協議により確保に努めます。

[3] 市条例により確保された緑地、広場、緑道の管理運営

- ・開発によりつくられた公園・緑地などは、周辺住民などの協力を得ながら適切な維持管理に努めます。



市内一斉清掃

[4] 茨木市開発行為などの手続などに関する条例又は大阪府自然環境保全条例による緑地の確保

- ・この条例は自然環境の保全と回復を図ることより、健康で文化的な生活の確保に資することを目的としています。
 - 〈地域緑化の推進〉
 - 住民が共同して一定の区域内的の緑化を推進する場合、苗木の提供など必要な援助を行います。
 - 〈公共施設の緑化義務〉
 - 公共施設には植栽などで緑化する義務があります。
 - 〈民間施設の緑化義務〉
 - 事業者及び管理者は緑化に努めるものとします。
- ・特に自然環境に影響を及ぼす1ha以上の規模の開発行為などについては「自然環境の保全と回復に関する協定」を締結し、基準に従った緑化が必要です。

③ みどり関連公共施設の整備・管理運営

みどりとみどり

みどりと人

[1] 児童遊園の管理運営

- ・地域の実情に合わせた再整備を進めるとともに、主体的な日常の運営管理は地元自治会などで、その他の維持管理は市が行います。

[2] 緑道・自然歩道等の整備・管理運営

- ・既存の緑地については、北部地域の魅力向上に資するために、適切な維持管理に努めます。
- ・本市による維持管理のほか、市民や事業者と連携を図ることにより、利用しやすい状態の維持に努めます。

[3] 運動施設の整備・管理運営

- ・忍頂寺スポーツ公園や平成27年開設のサッカー場としての機能を有する桑原ふれあい広場、公式のサッカーやラグビーの試合ができる多目的運動広場の整備が予定されているダムパークいばきたなど、運動施設をバランス良く整備し、今後も健康づくり、スポーツ、レクリエーションの場としての機能の充実を図りながら整備します。
- ・市民の協力を得ながら適切な維持管理を進めます。
- ・パークマネジメントプランを策定し、都市公園における運動施設の機能の再配置や充実を検討します。

[4] 青少年野外活動センターの整備・管理運営

- ・今後も青少年が自然と親しみながら「協力」「友愛」「奉仕」の心を育み、たくましい実践力を培う場、あるいは市民のレクリエーションの場として利用の増進を図るため整備します。
- ・市民の協力を得ながら適切な維持管理を進めます。



青少年野外活動センター

[5] 中央通り・東西通りの整備・管理運営

- ・茨木市東西軸ストリートデザインガイドラインに基づく緑化により賑わいや潤いのある景観形成を進めます。
- ・市民の協力を得ながら適切な維持管理を進めます。

第1章
みどりの基本計画とは

第2章
茨木市のみどりの特性と課題

第3章
目指すべきみどりの方向性

第4章
みどりのまちづくりの取組

第5章
重点的な取組

第6章
計画の推進

具体施策（8）まちなかのみどりの最適化

街路樹や河川水路のみどり、学校や公共施設のみどりなど、まちなかのみどりの最適化に取り組むなど、まちのみどりを増やし、木陰を創出していきます。

① 道路のみどり

みどりとみどり

みどりと人

[1] 街路樹

- ・樹冠の連続する街路樹とするなど、緑視効果の向上を図ります。
- ・街路樹診断結果や、市民意見交換会、ワークショップを踏まえ、「街路樹再整備方針」を策定し、基準に沿った適切な剪定や植え替えなどの維持管理、更新を進めます。また、同方針に基づき維持管理を実施していくための実施計画の策定を検討します。



街路樹ワークショップ

[2] 街角の緑化修景

- ・市民や事業者の協力を得ながら花や樹木の植栽などを行い、緑化修景を図ります。
- ・まちにみどりを増やし、木陰を創出します。



花と緑の街角づくり事業

② 河川水路のみどり

みどりとみどり

みどりと人

- ・危険防止、生物多様性の確保などに配慮しつつ、アドプト制度の導入などを図りながら、適切な維持管理に努めます。
- ・市民ボランティアなどによる河川の水質改善や生物多様性保全の取組を支援します。
- ・河川管理者である大阪府と連携し、安威川や大正川の河川敷の活用促進に取り組みます。



アドプトリバー

③ 学校のみどり

みどりとみどり

みどりと人

- ・自然観察などの教材となるシンボルツリーも含めた樹木の植栽やビオトープの活用、みどりのカーテンの設置などを進めます。
- ・芝生化された園庭・校庭の適切な維持・管理を進めます。



みどりのカーテン

④ 公共施設のみどり

みどりとみどり

みどり与人

- ・既存のみどりの活用や敷地緑化、建築物の壁面・屋上緑化など多様な手法によるみどりの確保に努めます。
- ・明るく親しみのある環境を創出するため、花や実をつける樹種も組み入れた積極的な緑化及び適切な維持管理を進めます。
- ・市民会館跡地エリア第二期整備による公園整備と合わせて緑化を推進します。
- ・道行く人たちが気軽に立ち寄ったり、休憩したりできるよう、公共施設に緑地を確保します。
- ・公共施設の緑化の目標を設定し、計画的な緑化を推進します。

公共施設の緑化
(おにクル)

⑤ 民有地・民間施設のみどり

みどりとみどり

[1] 民間施設の緑化誘導

- ・茨木市開発行為などの手続に関する条例に基づき、建築物の敷地などにおける緑化を指導・誘導します。
 - 1,000平方メートル以上の敷地において行われる建築物の新設のほか、増築・改築・移転で敷地内の緑化面積が減少する場合には、市に緑化計画書などを提出の上、基準に従った緑化を必要としています。
 - 開発区域面積3,000平方メートル以上の住宅建設を目的とする開発行為を行う場合には、公園の整備及び本市への提供などを必要としています。

[2] 工場・事業所のみどり

- ・防災、ヒートアイランド対策、景観形成などの観点から積極的な敷地内緑化と適切な維持管理に努めます。
- ・特に敷地境界や接道部では、地域特性や街路樹などを考慮し、周辺環境と調和した緑化に努め、公開空地を確保し、景観形成に対応した修景効果の高い緑化を行います。
- ・敷地内においても工場立地法による緑地を確保するとともに、工場地景観に配慮した樹木などの植栽を促進します。

[3] 業務地のみどり

- ・総合設計制度の制度を活用する場合は、公開空地を確保し、景観形成に対応した修景効果の高い緑化と適切な維持管理を促進します。

[4] 地区計画、建築協定など地区の特性に応じたルールづくりによる緑化

- ・地区の特性に応じたルールづくりの中で緑化率を規定し、地区内の積極的な緑化と維持管理を促進します。
- ・土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する緑地協定制度の導入を促進します。
- ・住宅地や商業・業務施設などにおいては、地区計画や建築協定、景観協定などの制度の活用

も含め、敷地内緑化や生垣などによる良好な市街地環境の形成を図ります。

- 景観条例や茨木市東西軸ストリートデザインに基づく緑化により賑わいや潤いのある空間形成を図ります。



集合住宅の緑化



戸建て住宅の生垣など

第5章 重点的な取組

5-1 重点的な取組の基本的な考え方

これまで、中心市街地の緑化や元茨木川緑地のリ・デザイン、北部地域の拠点形成などを重点的な取組として進めてきました。本改定にあたり、市民の安全・安心で充実した暮らしを実現していくためには、これまでの取組の成果を活かしながら、各地域でのみどりの拠点の形成・充実とともに、地域特性を踏まえた生活圏における身近なみどりの充実に目を向けていくことが重要と考えます。そのため、重点的に取り組むべき事項を地域ごとに示し、生活圏におけるみどりの充実を図ります。

※参考：これまでに進めた重点的な取組

1. 中心市街地の緑化と元茨木川緑地のリ・デザイン
 - (1) 中心市街地の緑化
 - (2) 元茨木川緑地のリ・デザイン
2. 北部地域のみどりを活かした環境づくり
 - (1) 市民との協働による里山の自然環境の維持・保全
 - (2) 安威川ダム周辺における自然環境の保全と活用
 - (3) 新名神インター周辺における歴史文化と観光拠点の魅力向上
 - (4) 山の生き物観察会・学習会の実施

本改定における重点的な取組

地域特性に応じた、生活圏におけるみどりの充実

5-2 重点的取組の展開（地域別方針）

各地域の特性に応じた生活圏におけるみどりの充実に向けて、特に重点的に取り組むべき事項と、その実施場所のイメージを各地域の方針図として示します。方針図では、山林、農地、公園などといったみどりの資源のほか、機能の代替や他分野連携による取組などの可能性にも配慮して、それら資源の機能を補完する公共施設や民間施設も示しています。

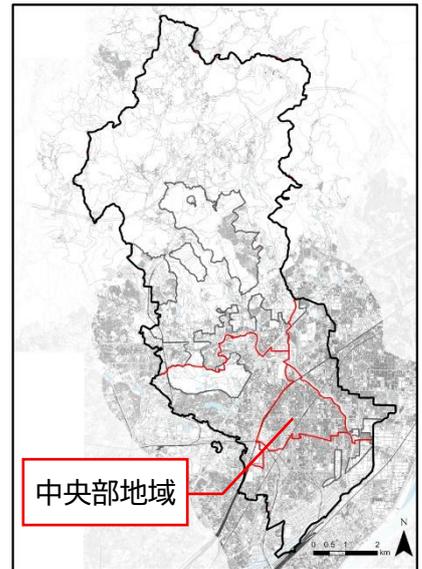
また、今後は、地域住民が日常的な生活を送る際の最小単位と想定される、幹線道路や鉄道、小学校区や中学校区で区切られたエリアを生活圏と捉えて、その生活圏においても保全、整備、活用などの視点からみどりの充実を図ることを意識し、各地域の実情を踏まえながら取組を展開していきます。

(1) 中央部地域

①取組方針

JR茨木駅・阪急茨木市駅の両駅周辺の2つの「コア」、市民会館跡地エリアと周辺の元茨木川緑地等の「パーク」、2つのコアを結ぶストリートや商店街の「モール」からなる「2コア1パーク&モール」の都市構造の実現に向けた中心市街地の活性化が進められており、市民会館跡地エリアの整備により再整備された元茨木川緑地や、今後再整備予定の中央公園を中心に、みどり豊かなまちのイメージを形成する質の高いみどりの維持と、人のつながりや交流を生み出す場としてのみどりの活用を促進していきます。

また、岩倉公園や桑田公園などみどりの拠点となる比較的大規模な公園と複数の小規模公園などのネットワーク化により、生活圏のみどりの機能の充実に取り組みとともに、身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境の保全に取り組みます。



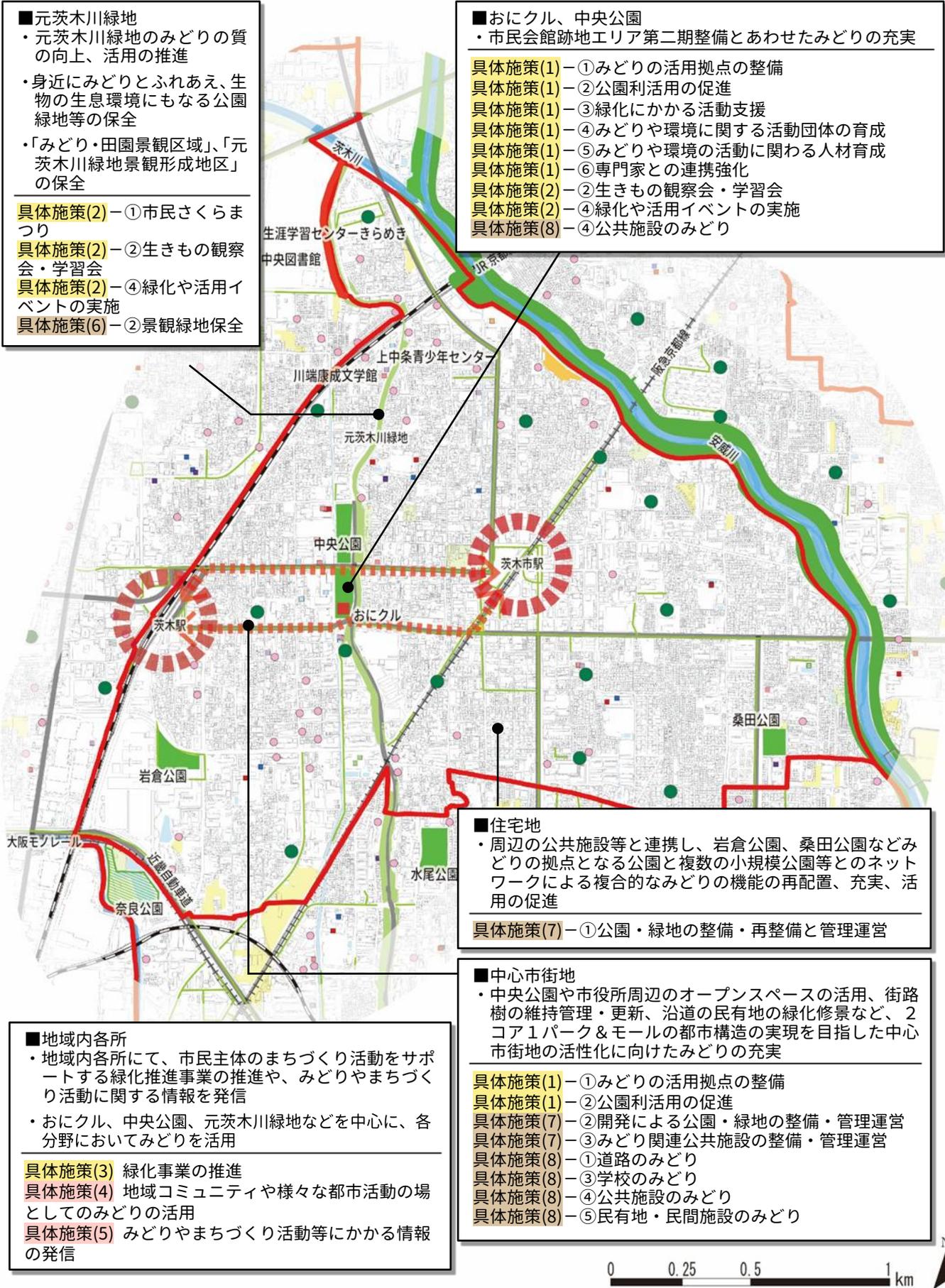
②重点的な取組内容

- 元茨木川緑地や中央公園などのみどりの質の向上、人の交流や賑わいを創出する活用の促進
- 市民会館跡地エリア整備（第一期：「文化・子育て複合施設 おにクル」整備、第二期：中央公園再整備）とあわせたみどりの充実
- 周辺の公共施設などと連携し、岩倉公園、桑田公園などみどりの拠点となる比較的大規模な公園と複数の小規模公園などのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進
- 身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境にもなっている公園緑地などの保全

中央部地域方針図 凡例

— 市域境界	■ 庁舎等	● 街区公園	 2コア1パーク&モール
▭ 市街化調整区域	■ こども育成施設	■ 近隣公園	
■ 山林	■ スポーツ施設	▨ 近隣公園（未整備）	
■ 農地	■ 市営住宅	■ 地区公園	
■ その他の緑被地	■ 教育施設	▨ 地区公園（未整備）	
— 河川	■ 環境・衛生施設	■ 総合公園	
— 主要道路	■ 産業振興施設	■ 都市緑地	
⋯ 私鉄	■ 市民文化施設	— 街路樹	
— JR	■ 社会教育施設	■ その他の緑地	
	■ 福祉施設	● 児童遊園	
	◆ 民間施設等		

中央部地域方針図



■元茨木川緑地

- 元茨木川緑地のみどりの質の向上、活用の推進
- 身近にみどりとふれあえ、生物の生息環境にもなる公園緑地等の保全
- 「みどり・田園景観区域」、「元茨木川緑地景観形成地区」の保全

具体施策(2)-①市民さくらまつり

具体施策(2)-②生きもの観察会・学習会

具体施策(2)-④緑化や活用イベントの実施

具体施策(6)-②景観緑地保全

■おにクル、中央公園

- 市民会館跡地エリア第二期整備とあわせたまどりの充実

具体施策(1)-①みどりの活用拠点の整備

具体施策(1)-②公園利活用の促進

具体施策(1)-③緑化にかかる活動支援

具体施策(1)-④みどりや環境に関する活動団体の育成

具体施策(1)-⑤みどりや環境の活動に関わる人材育成

具体施策(1)-⑥専門家との連携強化

具体施策(2)-②生きもの観察会・学習会

具体施策(2)-④緑化や活用イベントの実施

具体施策(8)-④公共施設のみどり

■地域内各所

- 地域内各所にて、市民主体のまちづくり活動をサポートする緑化推進事業の推進や、みどりやまちづくり活動に関する情報を発信
- おにクル、中央公園、元茨木川緑地などを中心に、各分野においてみどりを活用

具体施策(3) 緑化事業の推進

具体施策(4) 地域コミュニティや様々な都市活動の場としてのみどりの活用

具体施策(5) みどりやまちづくり活動等にかかる情報の発信

■住宅地

- 周辺の公共施設等と連携し、岩倉公園、桑田公園などみどりの拠点となる公園と複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進

具体施策(7)-①公園・緑地の整備・再整備と管理運営

■中心市街地

- 中央公園や市役所周辺のオープンスペースの活用、街路樹の維持管理・更新、沿道の民有地の緑化修景など、2コア1パーク&モールの都市構造の実現を目指した中心市街地の活性化に向けたみどりの充実

具体施策(1)-①みどりの活用拠点の整備

具体施策(1)-②公園利活用の促進

具体施策(7)-②開発による公園・緑地の整備・管理運営

具体施策(7)-③みどり関連公共施設の整備・管理運営

具体施策(8)-①道路のみどり

具体施策(8)-③学校のみどり

具体施策(8)-④公共施設のみどり

具体施策(8)-⑤民有地・民間施設のみどり



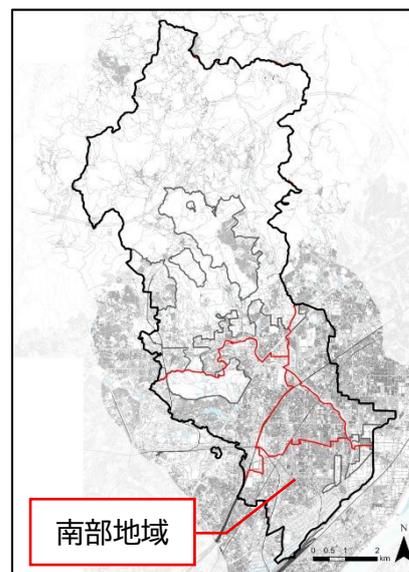
- 第1章 みどりの基本計画とは
- 第2章 茨木市のみどりの特性と課題
- 第3章 目指すべきみどりの方向性
- 第4章 みどりのまちづくりの取組
- 第5章 重点的な取組
- 第6章 計画の推進

(2) 南部地域

①取組方針

安威川、大正川、高瀬川などの河川・水路や元茨木川緑地などのまとまったみどりを保全し、自然とのふれあい、地域交流などに活用できるみどりの拠点として、みどりの質の向上と活用を促進します。

また、若園公園など地域の拠点となるみどりの活用、日常的に利用できる近隣公園など、身近に感じられるみどりの質の向上や活用に取り組み、複数の公園や周辺の公共施設などと連携しながら公園機能を分担し、ネットワーク化することで、地域での公園機能の充実を図るとともに、事業者などと連携したみどりの充実や活用を促進します。



②重点的な取組内容

- 安威川、大正川などの水辺環境の保全や河川敷の利用など、河川のみどりの質の向上、活用の促進
- 元茨木川緑地や若園公園などのみどりの質の向上、活用の促進
- 周辺の公共施設などと連携し、みどりの拠点となる比較的大規模な公園と複数の小規模公園などとのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進
- 身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境にもなっている公園緑地などの保全
- イコクルいばらきなどにおける民間事業者などと連携したみどりの充実・活用の促進

南部地域方針図 凡例

— 市域境界	■ 庁舎等	● 街区公園
▭ 市街化調整区域	■ 子ども育成施設	■ 近隣公園
■ 山林	■ スポーツ施設	▨ 近隣公園 (未整備)
■ 農地	■ 市営住宅	■ 地区公園
■ その他の緑被地	■ 教育施設	▨ 地区公園 (未整備)
— 河川	■ 環境・衛生施設	■ 総合公園
— 主要道路	■ 産業振興施設	■ 都市緑地
++++ 私鉄	■ 市民文化施設	— 街路樹
— JR	■ 社会教育施設	■ その他の緑地
	■ 福祉施設	● 児童遊園
	◆ 民間施設等	

南部地域方針図

■若園町、玉瀬町周辺

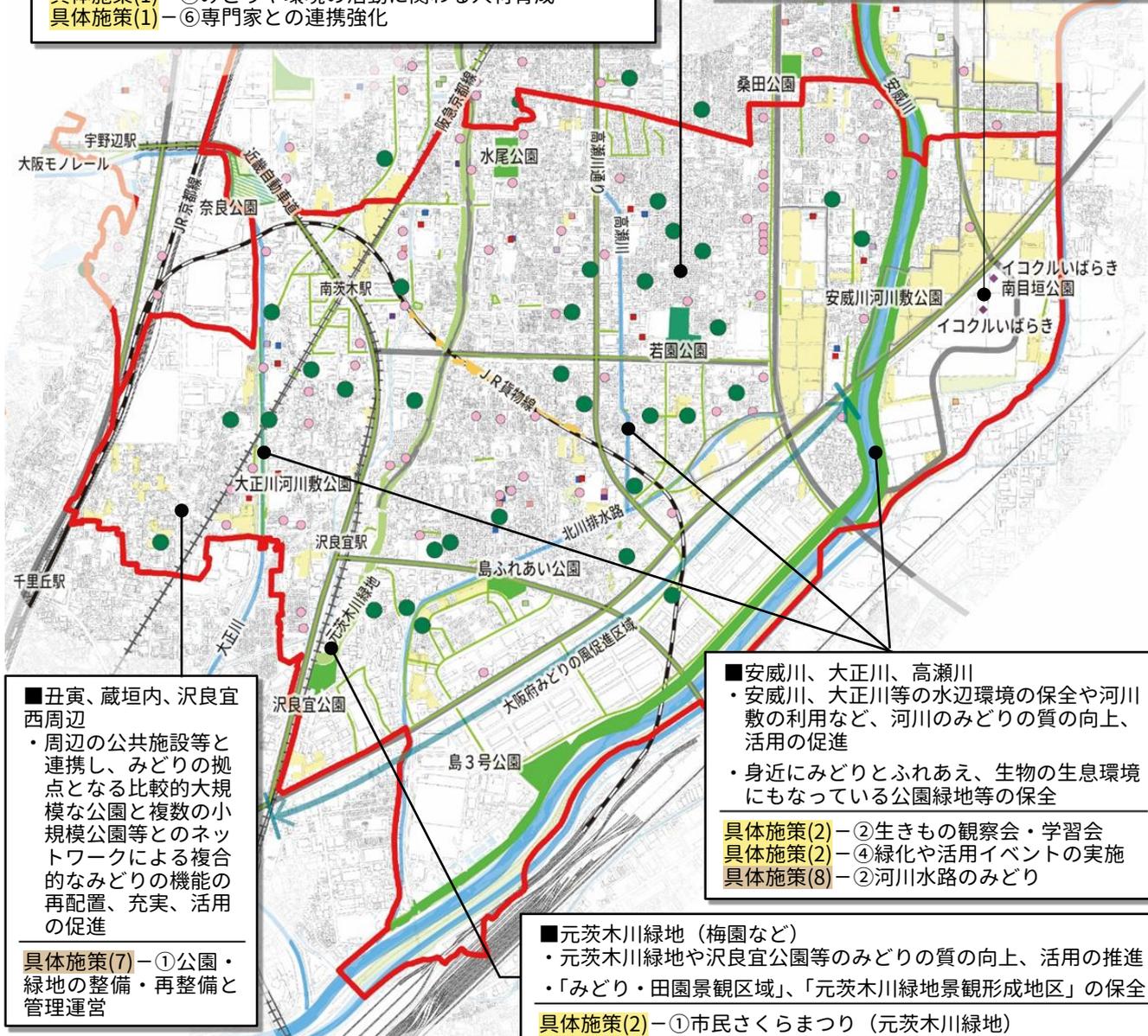
・元茨木川緑地や若園公園等のみどりの質の向上、活用の推進

- 具体施策(1)－①みどりの活用拠点の整備
- 具体施策(1)－②公園利活用の促進
- 具体施策(1)－③緑化にかかる活動支援
- 具体施策(1)－④みどりや環境に関する活動団体の育成
- 具体施策(1)－⑤みどりや環境の活動に関わる人材育成
- 具体施策(1)－⑥専門家との連携強化

■イコクルいばらき周辺

・イコクルいばらきなどにおける民間事業者等と連携したみどりの充実・活用の促進

具体施策(7)－②開発による公園・緑地の整備・管理運営



■丑寅、蔵垣内、沢良宜西周辺

・周辺の公共施設等と連携し、みどりの拠点となる比較的大規模な公園と複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進

具体施策(7)－①公園・緑地の整備・再整備と管理運営

■安威川、大正川、高瀬川

・安威川、大正川等の水辺環境の保全や河川敷の利用など、河川のみどりの質の向上、活用の促進

・身近にみどりとふれあえ、生物の生息環境にもなっている公園緑地等の保全

- 具体施策(2)－②生きもの観察会・学習会
- 具体施策(2)－④緑化や活用イベントの実施
- 具体施策(8)－②河川水路のみどり

■地域内各所

・地域内各所にて、市民主体のまちづくり活動をサポートする緑化推進事業の推進や、みどりやまちづくり活動に関する情報を発信
 ・イコクルいばらき、元茨木川緑地、若園公園、安威川河川敷公園などを中心に、各分野においてみどりを活用

- 具体施策(3) 緑化事業の推進
- 具体施策(4) 地域コミュニティや様々な都市活動の場としてのみどりの活用
- 具体施策(5) みどりやまちづくり活動等にかかる情報の発信

■元茨木川緑地（梅園など）

・元茨木川緑地や沢良宜公園等のみどりの質の向上、活用の推進
 ・「みどり・田園景観区域」、「元茨木川緑地景観形成地区」の保全

- 具体施策(2)－①市民さくらまつり（元茨木川緑地）
- 具体施策(2)－②生きもの観察会・学習会
- 具体施策(2)－④緑化や活用イベントの実施
- 具体施策(6)－②景観緑地保全
- 具体施策(8)－①道路のみどり
- 具体施策(8)－②河川水路のみどり
- 具体施策(8)－③学校のみどり
- 具体施策(8)－④公共施設のみどり
- 具体施策(8)－⑤民有地・民間施設のみどり



- 第1章 みどりの基本計画とは
- 第2章 茨木市のみどりの特性と課題
- 第3章 目指すべきみどりの方向性
- 第4章 みどりのまちづくりの取組
- 第5章 重点的な取組
- 第6章 計画の推進

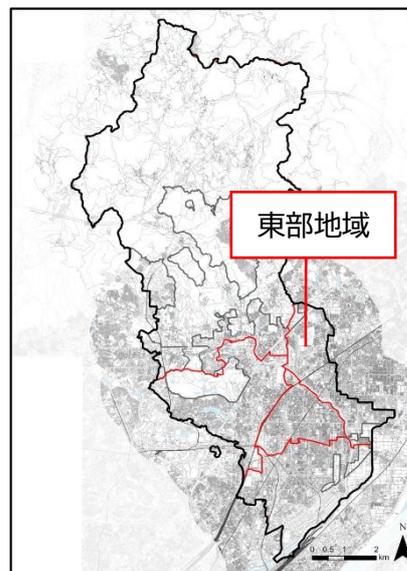
(3) 東部地域

①取組方針

安威川、西河原公園などのまとまったみどりを保全し、自然とのふれあい、地域交流などに活用できるみどりの拠点として、みどりの質の向上と活用を促進します。

そして、日常的に利用できる街区公園以下の複数の小規模公園の機能を、体育館など周辺の公共施設などとも連携しながら、機能を分担しネットワーク化することで、地域での公園機能の充実を図ります。

また、公園や大規模な住宅団地のみどりなど、総持寺周辺の歴史的なまちなみ、社寺・古墳など、生物の生息環境にもなっているみどりの保全、身近に感じられるみどりの質の向上を図ります。



②重点的な取組内容

- 安威川、西河原公園などのみどりの質の向上、自然とのふれあいや地域交流などへの活用を促進、西河原公園の魅力向上及び更なる機能の充実
- 周辺の公共施設、体育館など社会教育施設などと連携し、みどりの拠点となる比較的大規模な公園と複数の小規模公園などとのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進
- 身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境にもなっている公園緑地などの保全

東部地域方針図 凡例

— 市域境界	■ 庁舎等	● 街区公園
▭ 市街化調整区域	■ こども育成施設	■ 近隣公園
■ 山林	■ スポーツ施設	▨ 近隣公園 (未整備)
■ 農地	■ 市営住宅	■ 地区公園
■ その他の緑被地	■ 教育施設	▨ 地区公園 (未整備)
— 河川	■ 環境・衛生施設	■ 総合公園
— 主要道路	■ 産業振興施設	■ 都市緑地
++++ 私鉄	■ 市民文化施設	— 街路樹
— JR	■ 社会教育施設	■ その他の緑地
	■ 福祉施設	● 児童遊園
	■ 民間施設等	

東部地域方針図

■地域内各所

- ・地域内各所にて、市民主体のまちづくり活動をサポートする緑化推進事業の推進や、みどりやまちづくり活動に関する情報を発信
- ・西河原公園、安威川河川敷公園などを中心に、各分野においてみどりを活用

具体施策(3) 緑化事業の推進

具体施策(4) 地域コミュニティや様々な都市活動の場としてのみどりの活用

具体施策(5) みどりやまちづくり活動等にかかる情報の発信

■西河原公園

- ・安威川、西河原公園等のみどりの質の向上、活用の促進
- ・身近にみどりとふれあえ、生物の生息環境にもなっている公園緑地等の保全

具体施策(1) -①みどりの活用拠点の整備

具体施策(1) -②公園利活用の促進

具体施策(1) -③緑化にかかる活動支援

具体施策(1) -④みどりや環境に関する活動団体の育成

具体施策(1) -⑤みどりや環境の活動に関わる人材育成

具体施策(1) -⑥専門家との連携強化

具体施策(2) -②生きもの観察会・学習会

具体施策(2) -④緑化や活用イベントの実施

■三島、三島丘、太田周辺

- ・周辺の公共施設等と連携し、みどりの拠点となる比較的大規模な公園と複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進

具体施策(6) -③農地の保全

具体施策(7) -①公園・緑地の整備・再整備と管理運営

具体施策(8) -①道路のみどり

具体施策(8) -②河川水路のみどり

具体施策(8) -③学校のみどり

具体施策(8) -④公共施設のみどり

具体施策(8) -⑤民有地・民間施設のみどり

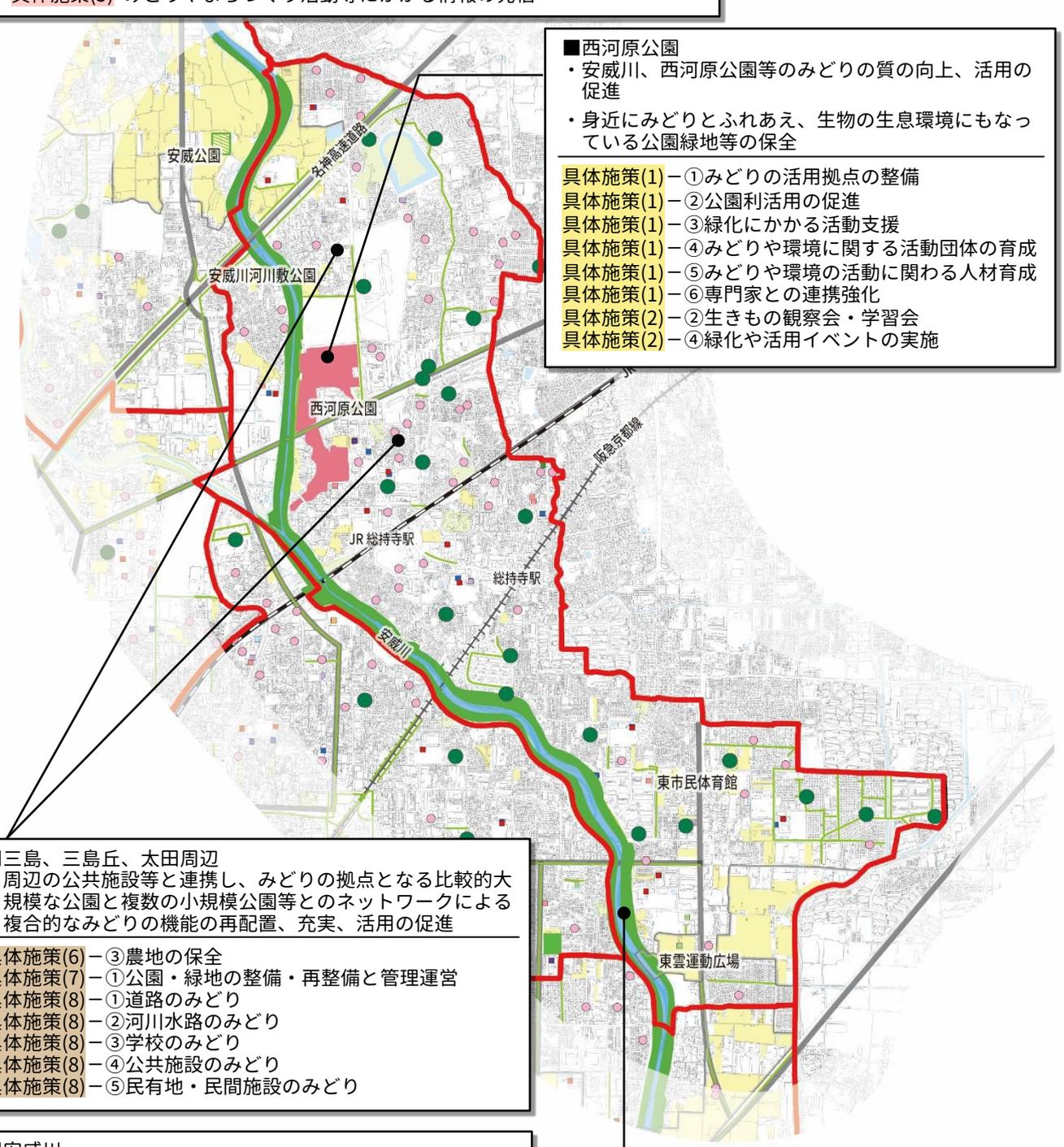
■安威川

- ・安威川、西河原公園等のみどりの質の向上、活用の促進
- ・身近にみどりとふれあえ、生物の生息環境にもなっている公園緑地等の保全

具体施策(2) -②生きもの観察会・学習会

具体施策(2) -④緑化や活用イベントの実施

具体施策(8) -②河川水路のみどり



- 第1章 みどりの基本計画とは
- 第2章 茨木市のみどりの特性と課題
- 第3章 目指すべきみどりの方向性
- 第4章 みどりのまちづくりの取組
- 第5章 重点的な取組
- 第6章 計画の推進

(4) 西部地域

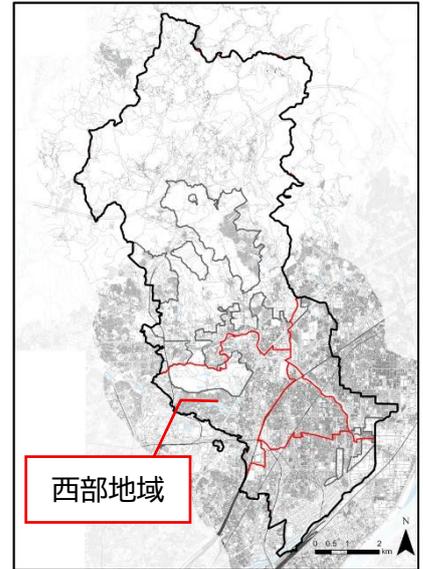
①取組方針

松沢池公園（通称：春日丘公園）の比較的大規模な公園を適切に維持管理し、自然とのふれあい、地域交流などに活用できるみどりの拠点として、みどりの質の向上と活用を促進します。

また、日常的に利用できる街区公園以下の複数の小規模公園の機能を、周辺の公共施設や万博記念公園などとも連携しながら、機能を分担しネットワーク化することで、地域での公園機能の充実を図ります。

②重点的な取組内容

- 松沢池公園（通称：春日丘公園）と上穂積公園のみどりの質の向上、活用の促進
- 周辺の公共施設や、万博記念公園などと連携し、複数の小規模公園などのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進
- 身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境にもなっている公園緑地などの保全



西部地域方針図 凡例

— 市域境界	■ 庁舎等	● 街区公園	● 市域に隣接する公園施設
▭ 市街化調整区域	■ こども育成施設	■ 近隣公園	
■ 山林	■ スポーツ施設	▨ 近隣公園（未整備）	
■ 農地	■ 市営住宅	■ 地区公園	
■ その他の緑被地	■ 教育施設	▨ 地区公園（未整備）	
— 河川	■ 環境・衛生施設	■ 総合公園	
— 主要道路	■ 産業振興施設	■ 都市緑地	
++++ 私鉄	■ 市民文化施設	— 街路樹	
— JR	■ 社会教育施設	■ その他の緑地	
	■ 福祉施設	● 児童遊園	
	◆ 民間施設等		

西部地域方針図

■松沢池公園、上穂積公園
・松沢池公園と上穂積公園のみどりの質の向上、活用の推進

- 具体施策(1) - ①みどりの活用拠点の整備
- 具体施策(1) - ②公園利活用の促進
- 具体施策(1) - ③緑化にかかる活動支援
- 具体施策(1) - ④みどりや環境に関する活動団体の育成
- 具体施策(1) - ⑤みどりや環境の活動に関わる人材育成
- 具体施策(1) - ⑥専門家との連携強化

■上穂積公園周辺
・周辺の公共施設等と連携し、複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進

- 具体施策(2) - ④緑化や活用イベントの実施
- 具体施策(7) - ①公園・緑地の整備・再整備と管理運営

■松沢池公園周辺
・周辺の公共施設等と連携し、複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進
・市民意見交換を踏まえた街路樹の維持管理、更新
・丘陵地等の私有地のみどりの保全

- 具体施策(7) - ①公園・緑地の整備・再整備と管理運営
- 具体施策(8) - ①道路のみどり
- 具体施策(8) - ⑤私有地・民間施設のみどり

■下穂積周辺
・周辺の公共施設等と連携し、複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進

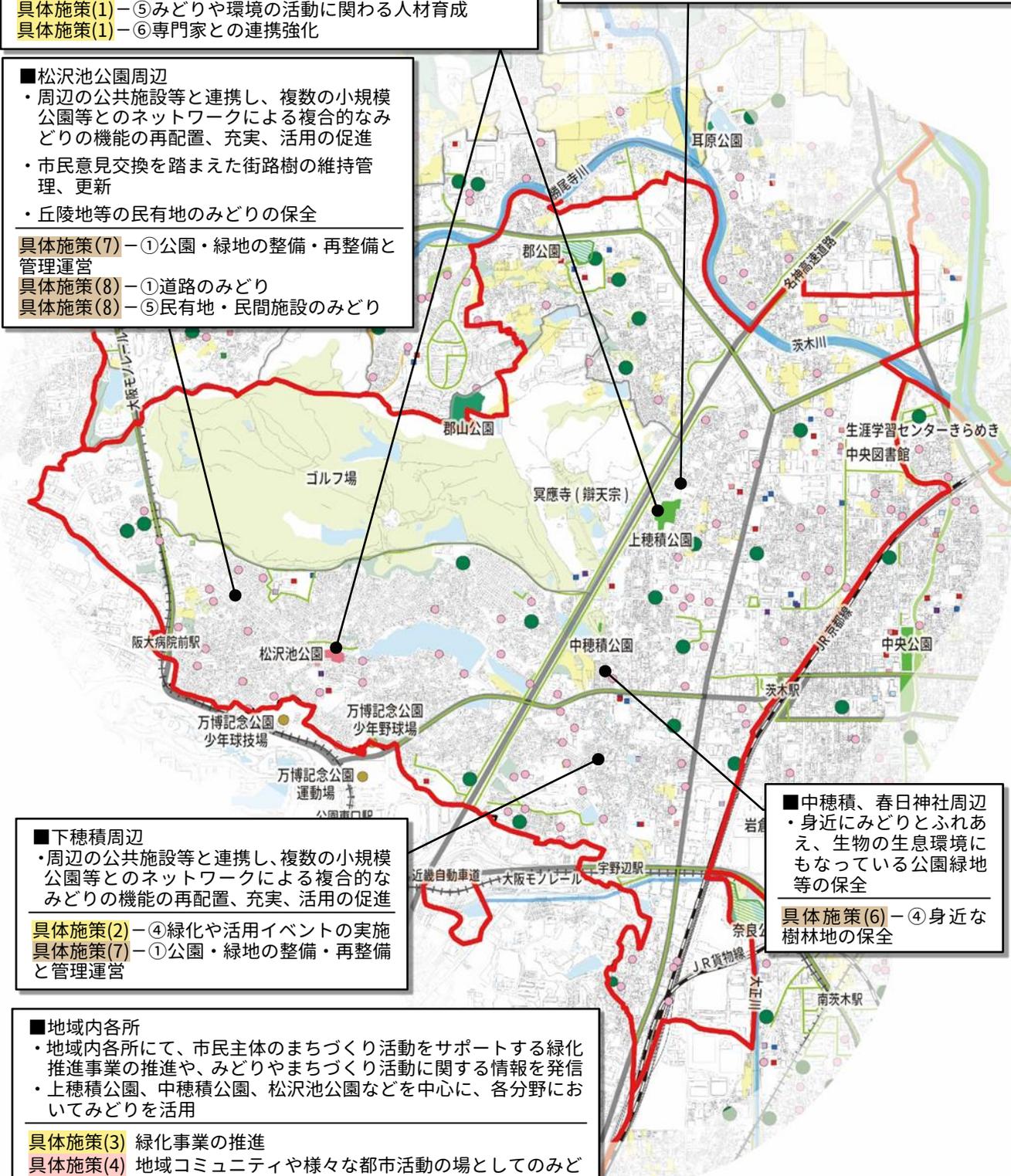
- 具体施策(2) - ④緑化や活用イベントの実施
- 具体施策(7) - ①公園・緑地の整備・再整備と管理運営

■地域内各所
・地域内各所にて、市民主体のまちづくり活動をサポートする緑化推進事業の推進や、みどりやまちづくり活動に関する情報を発信
・上穂積公園、中穂積公園、松沢池公園などを中心に、各分野においてみどりを活用

- 具体施策(3) 緑化事業の推進
- 具体施策(4) 地域コミュニティや様々な都市活動の場としてのみどりの活用
- 具体施策(5) みどりやまちづくり活動等にかかる情報の発信

■中穂積、春日神社周辺
・身近にみどりとふれあえ、生物の生息環境にもなっている公園緑地等の保全

- 具体施策(6) - ④身近な樹林地の保全



- 第1章 みどりの基本計画とは
- 第2章 茨木市のみどりの特性と課題
- 第3章 目指すべきみどりの方向性
- 第4章 みどりのまちづくりの取組
- 第5章 重点的な取組
- 第6章 計画の推進

(5) 北部地域

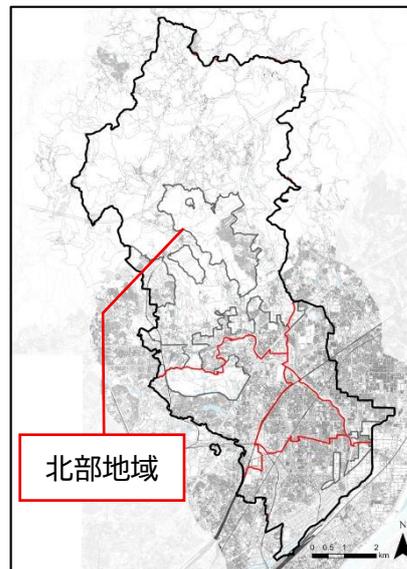
①取組方針

北摂山系の豊かな自然環境、里地里山を保全していくとともに、山とまちをつなぐハブ拠点であるダムパークいばきたを、地域交流などに活用できるみどりの拠点として、みどりの質の向上と活用を促進するとともに、山間部の地域資源とのネットワーク化の強化を図ります。

また、初期に開発された住宅地の公園施設や街路樹の適切な維持管理、地域に応じたみどりの機能の見直しに取り組みます。

②重点的な取組内容

- 竜王山周辺・安威川上流部など山林の自然環境の保全
- ダムパークいばきたのみどりの質の向上、山とまちをつなぐハブ拠点としての活用の促進、忍頂寺スポーツ公園など周辺の地域資源とのネットワーク化の促進、観光や自然体験などレクリエーション利用の促進など
- 地域の状況に応じたみどりの機能の見直しや維持管理
- 周辺の公共施設等と連携し、複数の小規模公園等とのネットワークによる複合的なみどりの機能の再配置、充実、活用の促進
- 身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境にもなっている里地里山や公園緑地等の保全、人と自然が共生する都市づくりの推進



北部地域方針図 凡例

— 市域境界	■ 庁舎等	● 街区公園
▭ 市街化調整区域	■ こども育成施設	■ 近隣公園
■ 山林	■ スポーツ施設	▨ 近隣公園（未整備）
■ 農地	■ 市営住宅	■ 地区公園
■ その他の緑被地	■ 教育施設	▨ 地区公園（未整備）
— 河川	■ 環境・衛生施設	■ 総合公園
— 主要道路	■ 産業振興施設	■ 都市緑地
++++ 私鉄	■ 市民文化施設	— 街路樹
— JR	■ 社会教育施設	■ その他の緑地
	■ 福祉施設	● 児童遊園
	◆ 民間施設等	

第6章 計画の推進

6-1 実行計画

本計画に基づく事業や施策を実行していくには、計画の進行管理が必要です。本計画の目標年次は、25年後を見通しつつ10年後の令和17年度（2035年度）としたものですが、今後の社会経済情勢の変化などにより、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。これらに柔軟に対応できるものとするために、計画の進行管理を行いつつ、5年ごとまたは社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、本計画の見直しを行うこととします。

設定した各タイミングにあわせて、計画に基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCA サイクルにより検証します。

毎年、行政評価などを活用した事業進捗状況の把握及びそれに基づく事業内容の見直しを進めるとともに、5年後に計画の中間見直しを行い、10年後の定期見直しにつながる進行管理プロセスを導入して計画の実効性を高めます。10年後については、計画の実施による成果を確認するための数値目標を設定します。

これらの見直しの際には、市民のニーズにきめ細かく対応するため、市民意見を反映させるしくみを盛り込みます。ただし、個々のみどりの取組が進んでいく過程で、新たな課題や考え方が多く出てきたりした場合や上位計画の見直しに伴う改定の必要が生じた場合には、随時改定を行うなど、柔軟な運用を図ります。

進捗状況や見直しの過程については、広報やホームページなどを通して公表します。

また、中間見直し及び定期見直しの際に、市民意見を反映させるしくみを検討します。

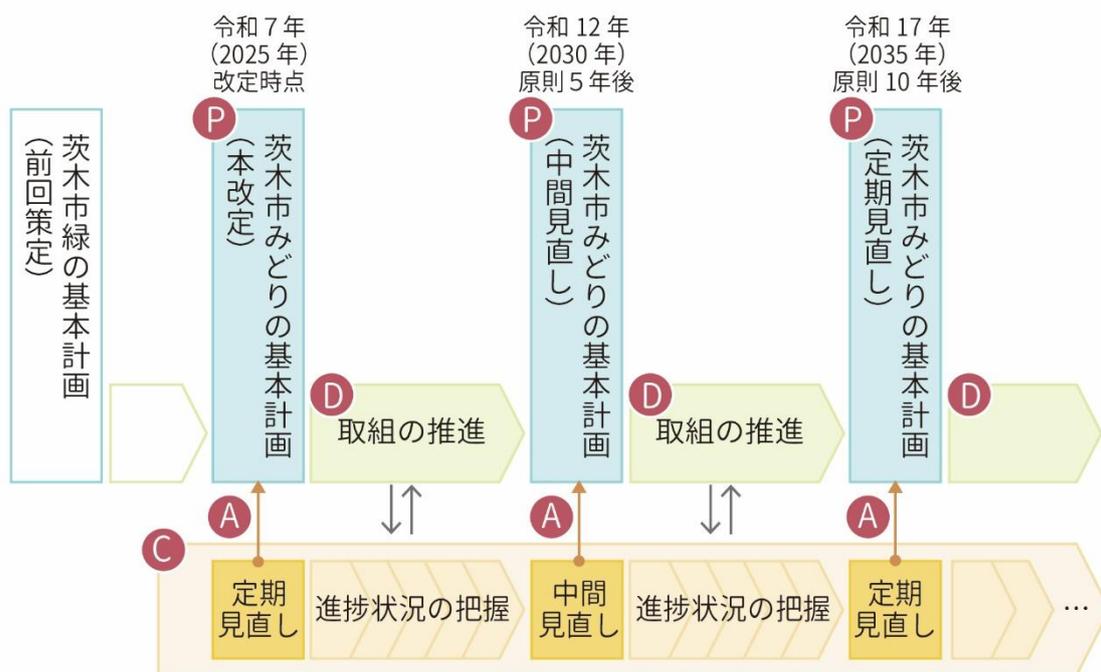


図 PDCAサイクルによる計画の進め方イメージ

P

PLAN (計画)

- ・みどりの将来像を実現するために、基本方針に基づく施策や施策に基づく事業等を位置付け、その中で5年で取り組む事業について、事業シートを作成します。
- ・事業シートにおいては、各年に実施する事業の目的や取組内容等について記載します。

D

DO (実行)

- ・事業シートによる5年間の事業スケジュールにより、事業を推進します。
- ・市民、事業者、行政がそれぞれの役割を踏まえ、連携しながら施策、事業を推進します。

C

CHECK (進行管理・評価・公表)

- ・計画の進行管理にあたっては、事業シートに基づく進捗状況を把握し、達成状況の検証・評価を行います。
- ・適宜、みどりの施策推進委員会に進捗状況等を報告するとともに、今後の事業実施手法や取組などについて助言を受けます。
- ・庁内関係部署により構成される庁内連絡会議を通じて、庁内の横断的な協力関係の構築や情報交換を行います。
- ・進捗状況については、広報やインターネット等を活用し、市民に広く周知します。

A

ACTION (改善)

- ・みどりの施策推進委員会による意見を参考に、計画策定の5年後に計画の中間見直しを行い、10年後の定期見直しまでの計画期間に進める施策や事業等を計画に位置付けます。
- ・10年後には、この間の施策、事業の進捗や評価や上位・関連計画の見直しなどについて総合的に整理し、計画の見直しを行います。
- ・計画の見直しにあたっては、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じて市民意見・意向の把握に努めます。

6-2 評価手法と目標の設定

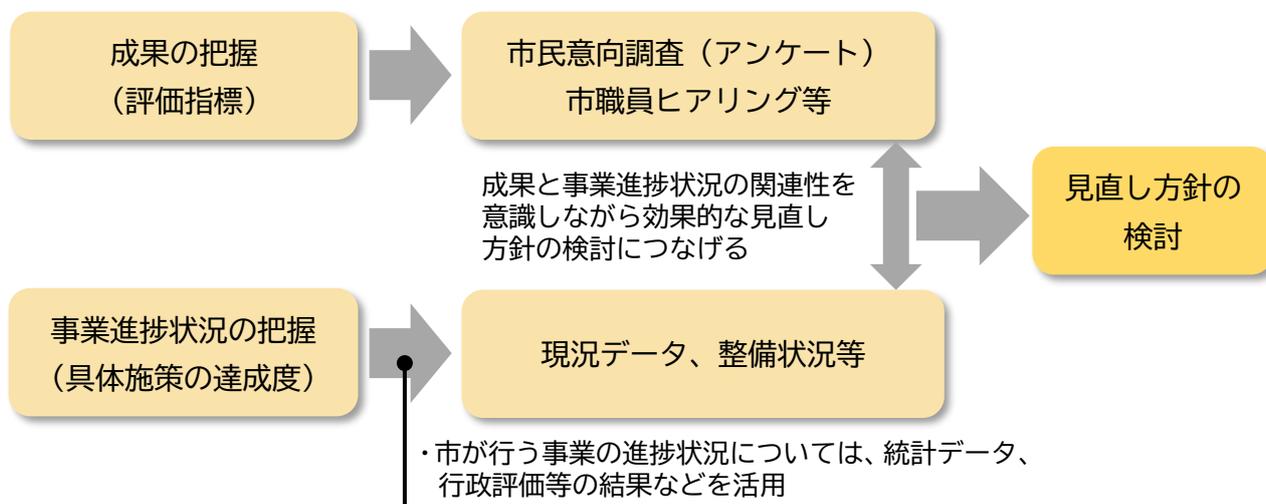
本計画に基づく取組の成果を把握するとともに、成果と課題を踏まえた各取組の見直しなどを行うため、5年ごとの中間見直し及び10年ごとの定期見直しを行います。中間見直しおよび定期見直しにあたっては、計画の進捗管理のために行う市民意向調査（アンケート調査）、市職員ヒアリングなどにより計画の達成度を確認します。市民意向調査（アンケート調査）においては、本市のみどりに対する総合的な満足度だけでなく、どの点に満足し、どの点が足りないのかなどについても把握し、計画の改善につなげていきます。また、ヒアリング調査により数値化が難しい定性的な成果の把握にも努めます。

成果の把握にあたっては、3つの基本方針に基づく取組の成果を、理念に掲げる「みどり」と「人」をそれぞれつなぐ視点から評価指標を設定します。具体施策に示す各事業の進捗状況については、毎年行う行政評価などや統計データの活用により達成度を評価します。

なお、評価と見直しの状況は、その結果や内容がどのように計画に反映されたかわかるような形で公表します。

表 時期別の計画等の見直しにかかる作業内容等

時期	作業内容	評価・見直しの手法
1年ごと	・次年度事業内容の見直し	・行政評価等
5年ごと	・計画の中間見直し（主に第4章以降の改訂） ・その時点から5年間の事業シートの作成	・市民意向調査（アンケート） ・市職員ヒアリング ・みどりの施策推進委員会 ・みどりにかかる統計データ等
10年ごと	・計画全体の見直し ・その時点から5年間の事業シートの作成	・社会潮流、国の動き ・市民意向調査（アンケート） ・市職員ヒアリング ・みどりの施策推進委員会 ・みどりにかかる統計データ等



- 計画全体の成果を示す指標「市のみどりに対する満足度」について
- ・計画の成果を評価する指標として「市のみどりに対する満足度」についての数値目標を設定します。
 - ・数値目標は、五段階評価で、満足、やや満足と評価した方の比率の合計について、以下のとおり設定します。

現在（令和7年度（2025年度））	21.9% [※]
目標（令和17年度（2035年度））	30.0%以上

※茨木市みどりの基本計画に関する市民アンケート調査（令和6年（2024年）10月実施）より

評価指標は、本改定にあたり新たな視点として設定する「つなぐ視点」の考え方に基づく取組の進捗を測るものとして考えます。評価方法が確立されていないものや、これまでの実績がない事項もあるため、まずは中間見直しまでの5年間で実績を把握したうえで、共創の視点から多様な主体間で成果を共有しやすい評価指標の設定や目標値について改めて検討することとします。

以上を踏まえ、本改定においては、現時点で経年変化を把握する評価指標の項目を以下に示します。

表 基本方針に基づく取組成果を把握する評価指標

基本方針	評価指標	つなぐ視点
共創によるみどりのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●取組の開催数、参加人数、主体数、市民の参加意識の割合等を評価 <ul style="list-style-type: none"> ➢ みどりのまちづくりに関する活動に参加している市民、参加意欲のある市民の割合（市民アンケート） ➢ みどりの拠点でのイベントやみどりに関する講座等の開催状況（頻度、種類、参加者属性、主体の広がり等） ➢ プラットフォームの設置、主体間のつながり等 ➢ 地域主体による公園等の利用ルールの設定状況 <p>等</p>	<p>みどり与人</p> <p>人と人</p>
みどりの活用	<ul style="list-style-type: none"> ●満足度、活用された分野を評価 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市民のみどりへの満足度（市民アンケート） ➢ 公園緑地等で実施されたイベントや講座の実施状況（種類、参加者属性等） <p>等</p>	<p>みどりとみどり</p> <p>みどり与人</p> <p>人と人</p>
みどりの保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> ●質の向上、充実に関する整備箇所数等を評価 <ul style="list-style-type: none"> ➢ パークマネジメントプラン策定の検討およびこれに基づく公園の再整備状況 ➢ 計画に基づく街路樹の維持管理の状況 <p>等</p>	<p>みどりとみどり</p> <p>みどり与人</p>

6-3 計画の推進

本計画に位置付けた取組の推進に際しては、市民、事業者、行政が、お互いの立場を理解し合い、それぞれの強みや特徴を活かして協力しながら、みんなで進めていきます。その際、多様な主体の活動が掛け合わされることで、新たなモノやコトが相乗効果により生み出される「共創」の考え方のもと、みどりの新たな価値や活動を生み出し広げていく取組を進めます。

また、事業・施策を着実に進めていくための共創のしくみづくりのほか、計画の進捗状況や、取組による成果を定期的に把握し、さらなる改善に結びつけるため、計画の進行管理を行います。

1) 市民・事業者・行政の関わり方

市民、事業者、行政それぞれが「茨木市をより良いまちにしていこう」という共通意識のもと、お互いの強みや特徴を理解したうえで、自分ができることからみどりのまちづくりに関わることで、単独ではできないことも補完し合いながら実現していくことが重要です。

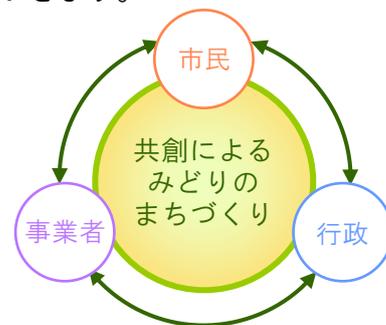
今後は、以下の市民、事業者、行政のみどりのまちづくりへの関わり方の例に示すように、それぞれの立場や強み・特徴を理解し、互いに連携して取組を進めていきます。

共創によるみどりのまちづくりに取り組む

- ・市民、事業者、行政といった多様な主体が共創し、みどりとみどり、みどりと人、人と人をつなぐことを重点的に取り組む。

PDCAサイクルにより施策・事業を検証する

- ・5年後中間見直し、10年後計画改定



主体	みどりのまちづくりへの関わり方の例
市民の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの暮らしの中にみどりを取り入れる ・みどりのまちづくり活動に積極的に参加する ・みどりに関するセミナーやワークショップに参加し、みどりのまちづくりに関する意見交換やアイデアの提案を行う
事業者（民間事業者、NPO、大学等）の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会を構成する一員としてみどりのまちづくりに対する理解を深め、緑化活動等に参加・協力する ・開発等を行う場合は、市が目指すまちづくりの方向性を十分理解し、周辺の環境や景観等に配慮した計画とする ・民間事業者ならではの強みを活かして、新たなみどりの価値や活動を生み出す取組を進め、地域課題の解決に貢献する
行政の関わり方	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に基づき、本市の都市計画に関する事業の決定や見直し、地域制緑地の指定や都市基盤整備等、行政でなければできない取組を実施する ・市民に最も身近な自治体として、市民への情報提供や意向把握、市民活動の支援、共創のしくみづくり等に努める ・みどりの普及啓発に向けたセミナーやワークショップ等を開催する ・みどりの保全、整備等を進めるにあたり、市の区域を超える広域的な取組については、国や大阪府、周辺市及び関係機関との連携・調整を図る

2) 計画の推進に向けた取組

本計画は、みどりの将来像やその方向性などを示すものであり、今後、本計画に基づく事業、施策の実施に向け、効率的かつ効果的に進めていくため、推進体制の確立を始めとした以下の取組を進めます。

(1) 推進体制の確立

本計画に基づく取組を効率的・効果的に推進していくためには、公園・緑地に関わる整備だけでなく、関連する様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められます。このため、各行政分野を所管する部署間の連絡調整や情報交換の場を設置し、庁内における推進体制を確立します。さらに、必要に応じて市民や事業者の参加も求めます。

(2) 財政基盤の確立

各種事業などの実施にあたっては、自主財源の確保や各種補助事業制度を積極的に活用するほか、既存事業の見直し、財源の効率的配分などにより健全な財政運営に努めます。

(3) 公的施設の整備更新や維持管理・運営管理に対する市民等の参加

公的施設の整備・更新や維持管理などにおいて、市民の自発的なまちづくりへの参加促進や市民のみどりへの関心を高め、多様な主体がみどりのまちづくりに関わるなどの効果が期待できることから市民参加を促進します。

(4) 各行政機関との連携・協力体制の強化

市域をまたがるみどりである山林や河川、道路の街路樹などにかかる事業などの実施にあたっては、国や大阪府、周辺市及び関係機関と必要な事項について協議するなど、適切な連携のもとに施策の推進に努めます。

用語集

行	用語	解説
あ	アドプト	里親のこと。住民が身近に利用する公共施設を自分たちのこどものように育てていくというコンセプトのもと、市民団体や企業などが行政の支援を得て継続的に実施する活動。道路を対象としたアドプトロード、森林を対象としたアドプトフォレスト、河川を対象としたアドプトリバーなどがある。
い	インクルーシブ	「包摂的」「すべてを含む」といった意味で、障害の有無や性別、国籍、年齢など、多様な背景や特性をもつ人々を分け隔てなく受け入れる意味。
う	Well-being	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
え	NPO	Non-Profit Organization の略。「非営利組織」または「非営利団体」。現在、日本では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体」を指す言葉として一般に使われており、法人格の有無や活動の種類は問わない。
	SNS	Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。
	SDG s	平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」のこと。2016年から2030年までの国際社会の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されている。
お	オープンスペース	公園・広場・河川・湖沼・樹林地・農地など、建物によって被われていない土地の総称。
か	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
き	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
く	グリーンインフラ	自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組と定義されている。
け	建築協定	建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便を維持増進し、地域の環境を改善することを目的として、土地所有者がその全員の合意により、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠などに関する基準を定める制度。
し	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域とおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	都市計画区域の中の一つで、住宅建設などの市街化を抑制すべき区域。
	指定管理者制度	自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業者を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。

行	用語	解説
し	児童遊園	自治会などが日常管理を行う主に年少の児童のための都市公園を補完する施設。
	住区基幹公園	主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園で、その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。
せ	生物多様性	ある生物群系、生態系、または地球上に多様な生物が存在している状態、および進化の過程で多様な遺伝子プールが過去から未来へと受け継がれている状態を指す概念。
そ	総合公園	都市住民全般の休憩、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
ち	地区計画	既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりをもった「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
て	天然林	植林によらず自然に生成した森林。
と	都市基幹公園	主として市町村の区域内に居住する者の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として設けられる基幹的な公園で、その主たる機能から総合公園及び運動公園に区分される。
	都市計画区域	都市計画を策定する対象となる場所として、都道府県が定める区域のこと。
	都市公園	都市公園法第2条に規定する、①都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、②地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地、③国が一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地、④国が国家的な記念事業として、又はわが国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地をいい、当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。
	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。都市公園の定義や、管理に係る事項などについて定められている。
	都市緑地	主として、都市の自然的環境の保全及び改善、及び都市景観の向上を図ることを目的として設置される都市公園の種別のひとつ。
	都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度などが定められている。
ね	ネイチャーポジティブ (自然再興)	生物多様性の負(損失)の流れを止めて、正(回復)に反転させること。開発、乱獲・盗掘、里地里山の管理放棄、外来種の侵入、水質の汚染、地球温暖化の進行などといった直接的な要因の背景となる社会経済の変化に着目し、生物多様性の保全に社会経済が貢献するよう変革することが不可欠とされている。
の	農業振興地域内農用地 区域	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図るため優良農地として守る必要のある農地のこと。

行	用語	解説
は	Park-PFI	平成29年（2017年）の都市公園法改正により新たに設けられた、民間資金を活用した都市公園の整備・管理手法「公募設置管理制度」の呼称。飲食店、売店など公園利用者の利便の向上に資する公園施設を設置し、生ずる収益を活用して周辺の園路や広場などの整備や改修を一体的に行う者を、公募により選定する制度。
	バイオネスト	剪定枝など木の枝を鳥の巣のように円形に組み、その中に落ち葉や刈草などを投入する堆肥場のこと。バイオネストは、「バイオ (bio) =生命・生物」と「ネスト (nest) =巣」を組み合わせた造語である。
	パブリックコメント	行政が政策、制度などを決定する際に、公衆（国民、都道府県民、市町村民など）の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行うしくみのこと。
ひ	ビオトープ	ドイツ語のbiotop。生きもののすみか。生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。
	PDCA サイクル	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、国籍、性別、個人の能力を問わず、誰もが可能な限り利用しやすいように、特別仕様のデザインをすることなく、製品、建築物、環境をデザインすること。
わ	ワークショップ	参加者が自由に意見を出し合うことで、思いの共有を行う話し合いの場で、地域のまちづくりの現場などで使われる。

資料編

本市のみどりに関連する下表の参考資料を資料編として整理しました。

参考資料名	ページ番号
参考資料1 茨木市のみどりの現状および特性 1) 地形・地質 2) 気象・気候 3) 現況植生 4) 人口特性	資料-2～資料-5
参考資料2 市民アンケート結果 1) 調査概要 2) 調査結果	資料-6～資料-25
参考資料3 改定の経緯	資料-26
参考資料4 茨木市のみどりの施策推進委員会 委員名簿	資料-27

参考資料1 茨木市のみどりの現状および特性

本市のみどりの現状および特性に関連する参考資料を以下に示します。

1) 地形・地質

- 地形は、丹波高原の一部をなしている老の坂山地南部に、南北に長く位置しています。
- 市域の北半分の山地部は、竜王山（510m）がそびえ、石堂ヶ岡（680.5m）が最高標高地点となっています。地質は、丹波層群の砂岩、泥岩、砂岩・泥岩互層や花崗岩が混在しています。
- 市域の南半分は、大阪平野の一部をなす三島平野となっており、そのほとんどが市街地化されています。平野部の最低標高は3mで、市街地の平均標高は10mです。

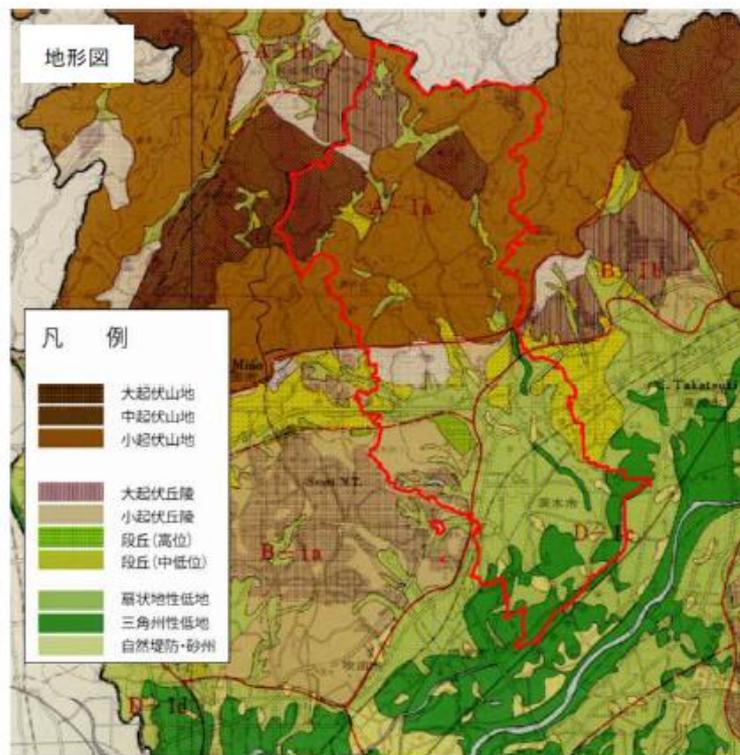


図 茨木市周辺地形図

(出典：大阪府土地分類図 昭和51年(1976年)発行)

2) 気象・気候

- 気候は穏やかな瀬戸内気候区に属し、日照が多く比較的温暖な気候です。
- 令和5年(2023年)の年間の平均気温は18.0℃となっており、令和元年(2019年)の年間の平均気温17.6℃から0.4℃上昇しています。
- 令和5年(2023年)の降水量は多い月で281.5mmとなっており、令和元年(2019年)の最も多い月の355.5mmより74mm減少しています。一方、令和5年(2023年)の降水量の年間総量は1,343mmとなっており、令和元年(2019年)年間総量1,219mmより124mm増加しています。
- 令和5年(2023年)の日最大風速は1≧10m/sとなっており、日照時間は2,324時間/年となっています。

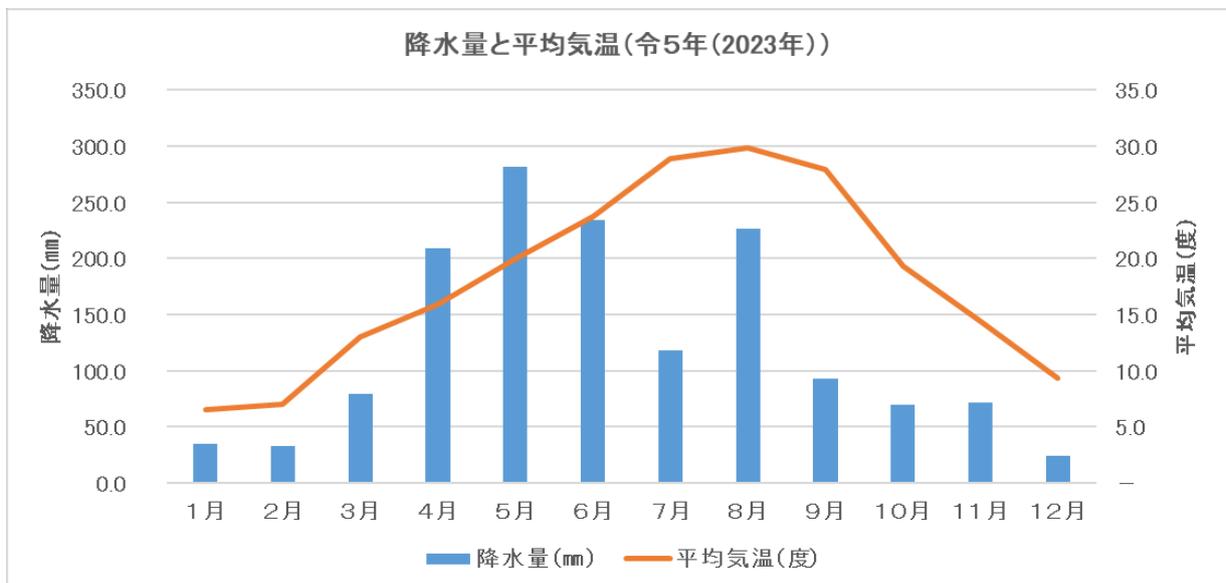


表 降水量と平均気温

(出典：茨木市統計書令和6年版(降水量：茨木地域気象観測所の観測値、平均気温：大阪管区気象台の観測値))

3) 現況植生

- 森林は、気候の影響によりほとんどが暖帯林に属しています。天然林が多く、クヌギ・コナラ等の広葉樹林が見られ、暖帯林本来のシイ・カシ林はわずかに存在する程度です。
- また、安威川上流の竜仙峡付近に、アラカシ群落が広がっており、大阪府下では貴重な群落となっています。
- 北部には人工林があり、スギ、ヒノキが植林されています。

4) 人口特性

- 本市の人口は、大正9年(1920年)に実施された第1回調査から増加し続けており、令和5年(2023年)の人口は、290,074人です。
- 世帯数も増加傾向にあり、令和5年(2023年)の世帯数は129,966世帯です。しかしながら、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族世帯及び単独世帯が増加し続けており、世帯規模の縮小化が引き続き進んでいます。
- 高齢者も増加しており、令和2年(2020年)には、人口の65歳以上の割合が40%以上になっています。

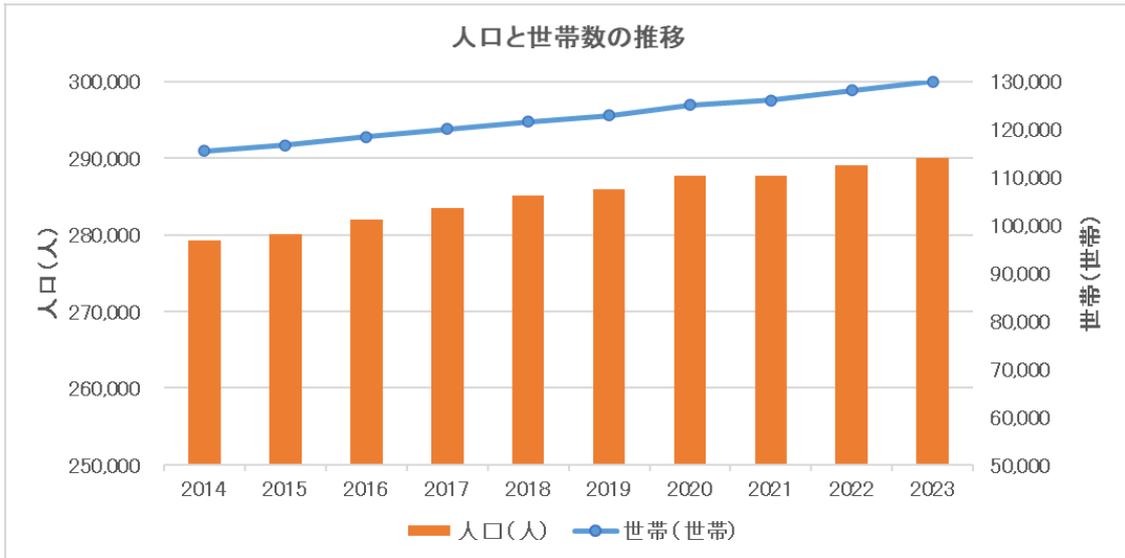


図 人口と世帯数の推移

(出典：茨木市統計書令和6年版)

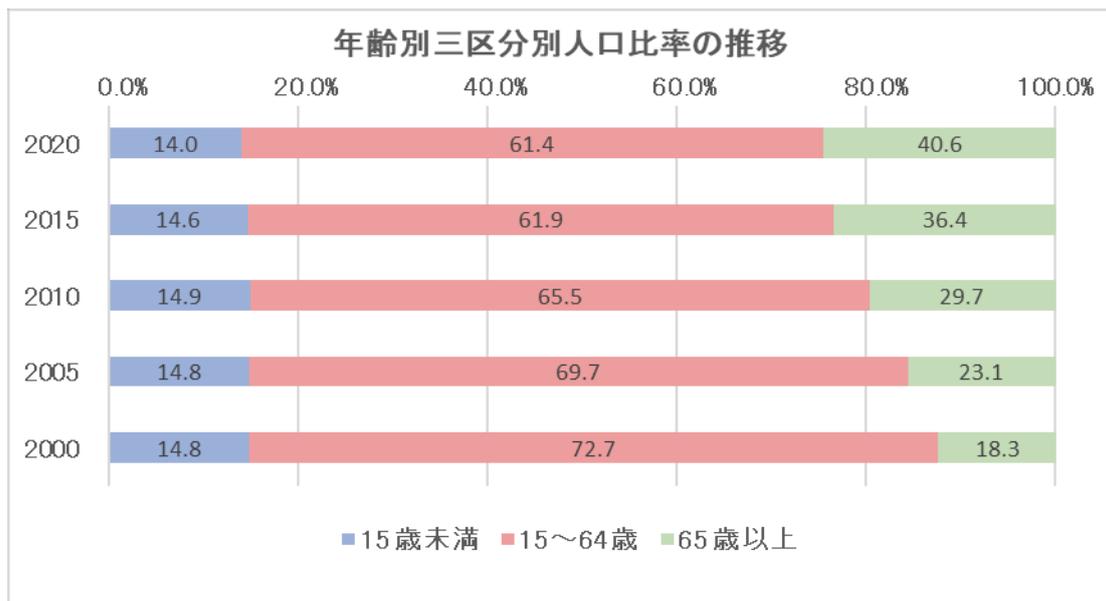


図 年齢別三区分別人口比率の推移

(出典：茨木市統計書令和6年版)

参考資料2 市民アンケート結果

みどりに関する市民意識・意向を反映させた計画とするため、本市のみどりに関する市民アンケートを実施しました。その調査概要と調査結果を以下に示します。

1) 調査概要

■調査目的

茨木市の公園・緑地などのみどりについて、市民のみどりに対する意識や関わり、今後のみどりのあり方、市民ニーズなど、みどりのまちづくりに関する市民意識の把握

■調査対象

18歳以上の市内在住者 3,000人（住民基本台帳による層化無作為抽出）

■回答方法

郵送によるアンケート票の配布、紙もしくはウェブフォームによる回答

■調査期間

令和6年（2024年）9月13日（金）発送、10月18日（金）回答締切

■回収数・回収率

回収数：1,048票（回収率：34.9%）

■設問項目

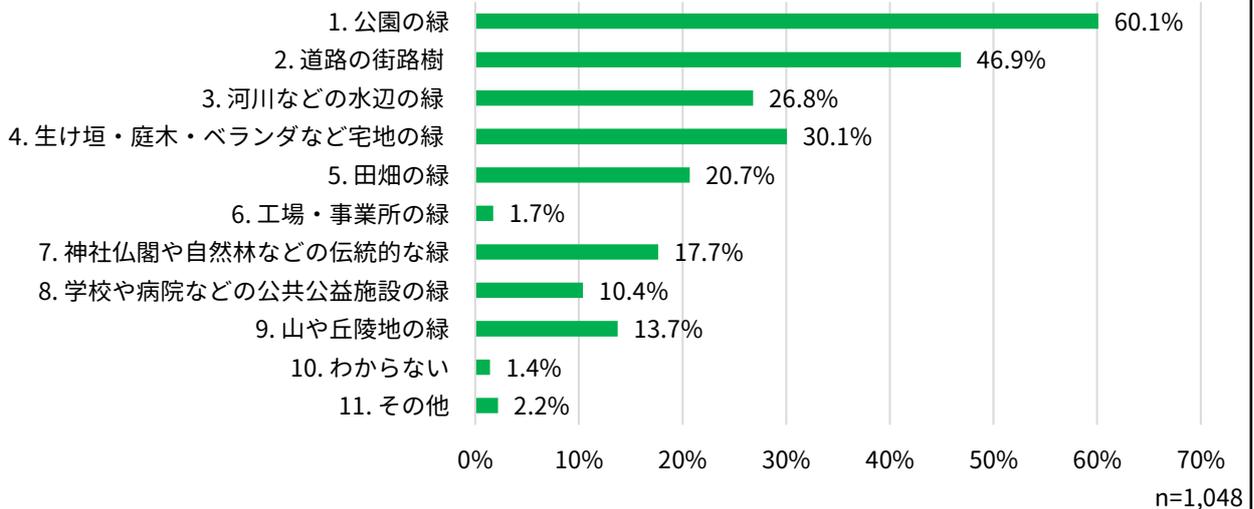
I お住まいの地域の緑について	IV公園との関わり
問1 多いと思う緑	問12 公園の利用頻度
問2 緑が増えたと思うか	問13 よく利用する茨木市内の公園
問3 緑に対する満足度	問14 よく利用する公園の利用目的
II茨木市全体の緑について	問15 公園に対して望むこと
問4 多いと思う緑	問16 イベントや維持管理活動などへの参加状況
問5 緑が増えたと思うか	問17 イベントや維持管理活動などへの参加意欲
問6 緑に対する満足度	問18 小さな公園に対する満足度
問7 緑に対して望むこと	問19 小さな公園の今後の方向性
問8 特に守り育てる必要があると思う緑	問20 利用が少ない小さな公園の今後の方針
III緑との関わり	問21 大きな公園の満足度
問9 現在参加している、今後参加してみたいこと	問22 大きな公園へのニーズ
問10 問9の理由	V元茨木川緑地について
問11 支援してほしいこと	問23 元茨木川緑地についての印象
	問24 元茨木川緑地への関わりのニーズ
	問25 改修に対する満足度
	自由記述

2) 調査結果

Ⅰ お住まいの地域の緑について

問1. あなたがお住まいの地域では、どのような緑が多いと思いますか？（3つまで選択可）

問1. 多いと思う緑（お住まいの地域）

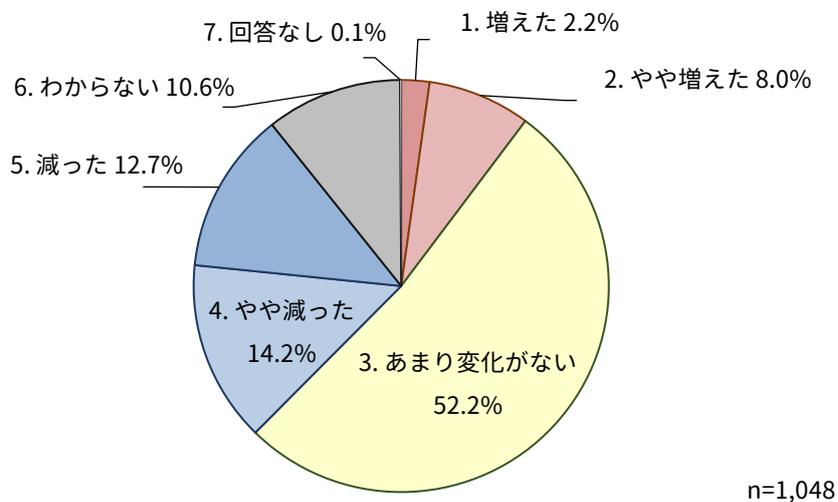


お住まいの地域で多いと思う緑は、「公園の緑」（60.1%）が最も多く、次いで「道路の街路樹」（46.0%）、「生垣・庭木・ベランダなど宅地の緑」（30.1%）、「河川などの水辺の緑」（26.8%）の回答が多く見られました。

住んでいる地域では、公園の緑や街路樹、河川など公共の緑が多いと思われています。また、私的な空間にある生垣・庭木・ベランダなどの宅地の緑も多いと思われています。

問2. ここ10年くらいで、あなたがお住まいの地域の緑は増えてきていると思いますか？（1つ選択）

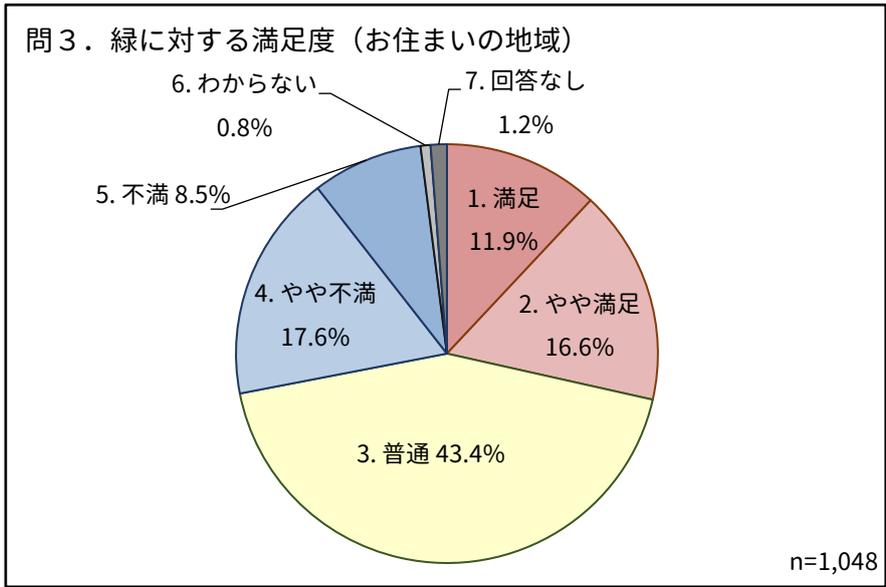
問2. 緑が増えたと思うか（お住まいの地域）



回答者の52.2%が「あまり変化がない」と回答しています。「増えた」と「やや増えた」の回答者の合計は10.2%で、「減った」と「やや減った」の合計26.9%より少ない回答でした。

お住まいの地域の緑は、ここ10年であまり変化がないと思っている人が多く、減った・やや減ったと思っている人の方が、増えた・やや増えたと思っている人より多くおられます。

問3.あなたが住まいの地域の緑について、あなたはどのように思いますか？（1つ選択）



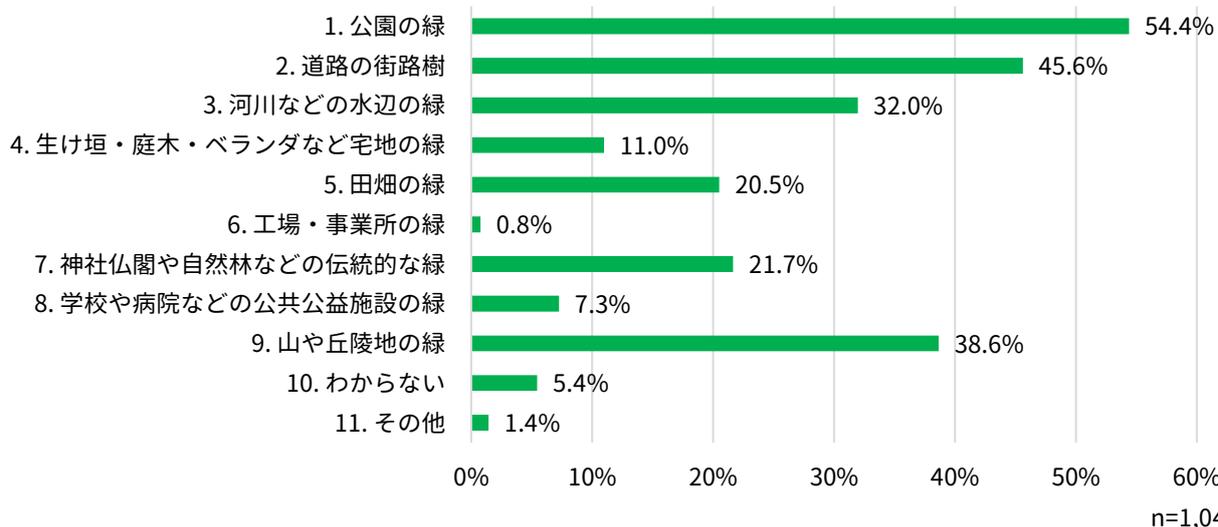
回答者の43.4%が「普通」と回答しています。「満足」と「やや満足」の回答者の合計は28.5%、「不満」と「やや不満」の合計は26.1%と、同程度でした。

住まいの地域の緑について、回答者の半数近い人が「普通」と思っており、満足・やや満足とされている人と、不満・やや不満とされている人が、それぞれ全体の4分の1程度存在しています。

II 茨木市全体の緑について

問4.茨木市全体では、どのような緑が多いと思いますか？（3つまで選択可）

問4. 多いと思う緑（茨木市全体）

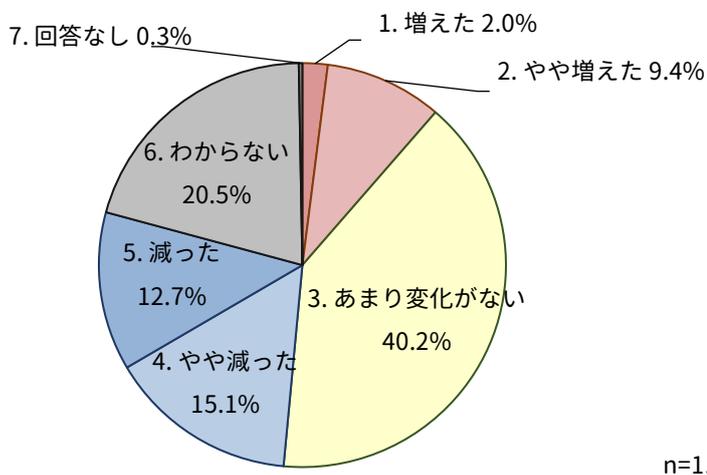


茨木市全体で多いと思う緑は、「公園の緑」（54.5%）が最も多く、次いで「道路の街路樹」（45.6%）、「山や丘陵地の緑」（38.6%）、「河川などの水辺の緑」（32.0%）の回答が多くみられました。

茨木市全体でも、お住まいの地域（問1）と同様に、公園や街路樹の緑、河川など公共の緑が多いと思われています。一方、お住まいの地域ではそれほど多くなかった「山や丘陵の緑」が、茨木市全体では3番目に多い回答となっており、茨木市全体の緑では、山や丘陵の緑が多いと思われています。

問5.ここ 10 年くらいで、茨木市全体の緑は増えてきていると思いますか？（1つ選択）

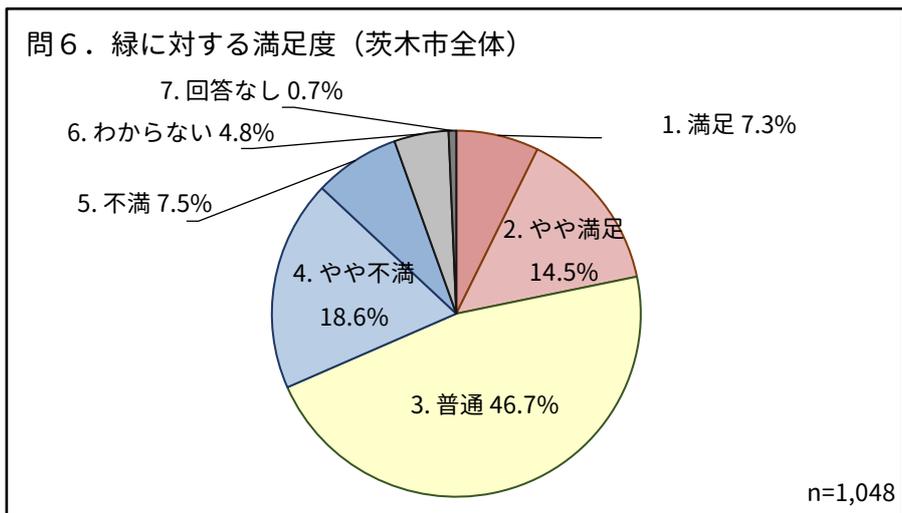
問5. 緑が増えたと思うか（茨木市全体）



回答者の40.2%が「あまり変化がない」と回答しています。「増えた」と「やや増えた」の回答者の合計は11.4%で、「減った」と「やや減った」の合計27.8%より少ない回答でした。

お住まいの地域（問2）と同様に、茨木市全体の緑も、ここ10年であまり変化がないと思っている人が多く、減った・やや減ったと思っている人の方が、増えた・やや増えたと思っている人より多くおられます。

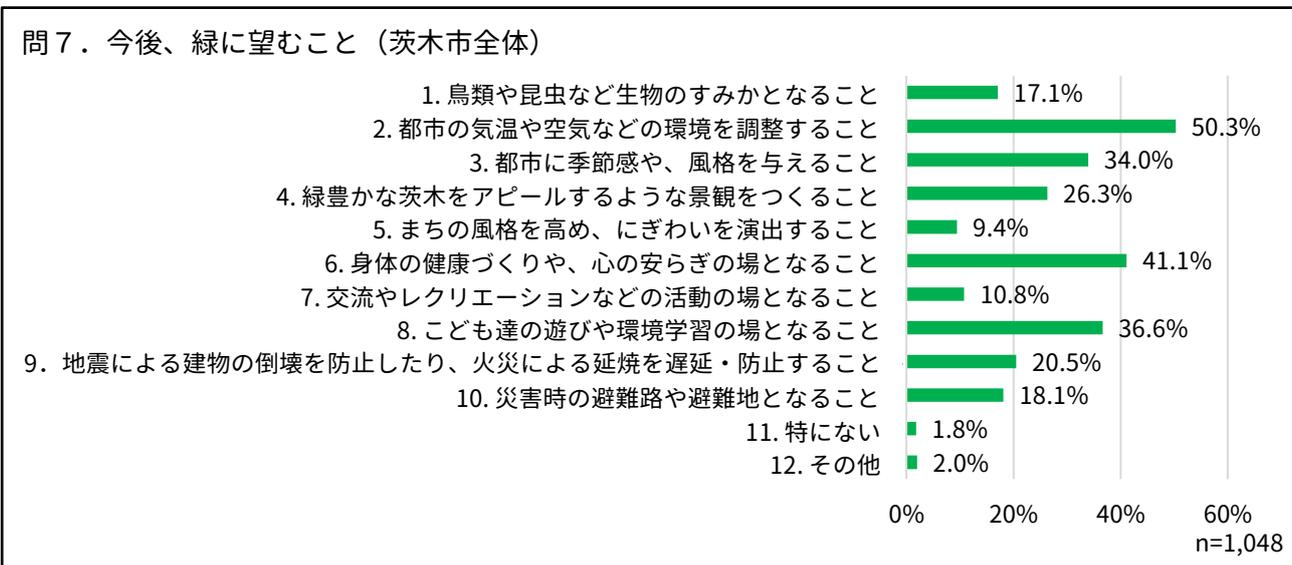
問6.茨木市全体の緑について、あなたはどのように思いますか？（1つ選択）



回答者の46.7%が「普通」と回答しています。「満足」と「やや満足」の回答者の合計は21.8%、「不満」と「やや不満」の合計は26.1%と、同程度の回答でした。

お住まいの地域（問2）と同様に、茨木市全体の緑についても、回答者の半数近い人が「普通」と思っており、満足に思っている人と、不満に思っている人が、それぞれ全体の4分の1程度おられます。

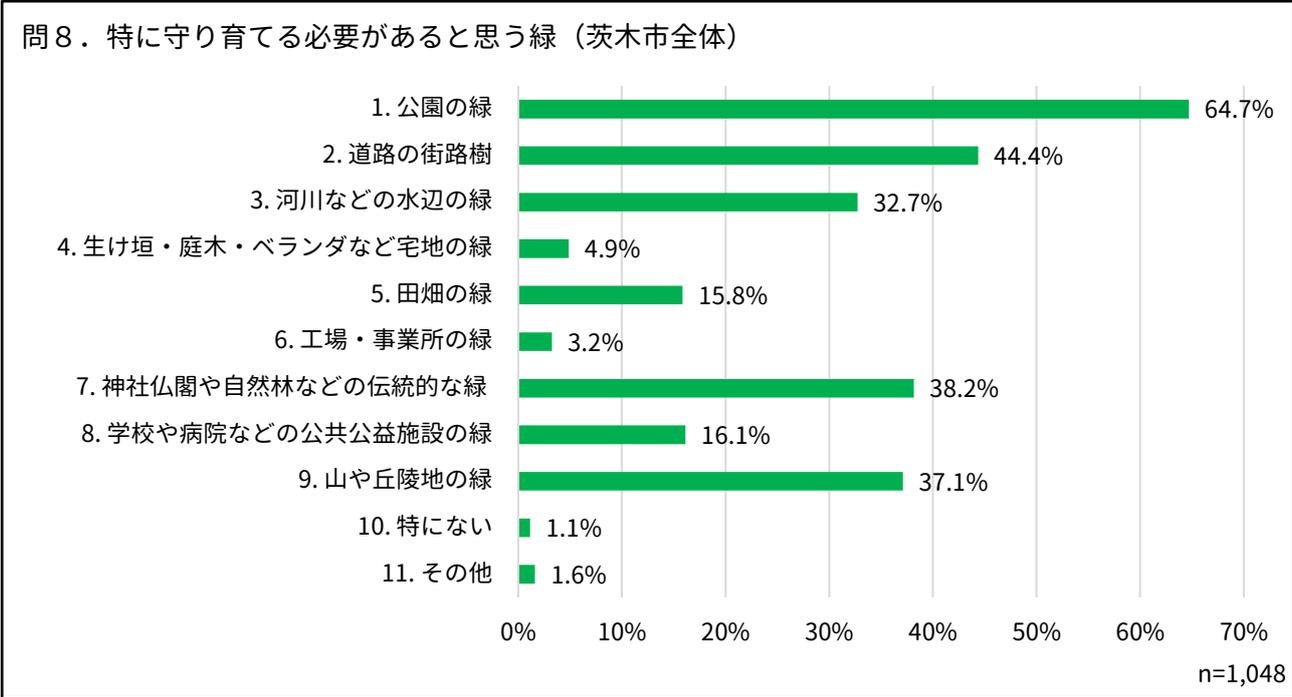
問7.茨木市の緑に対して、今後どのようなことを特に望みますか？（3つまで選択可）



今後、緑に望むことの回答は、「都市の気温や空気などの環境調整すること」(50.3%)が最も多く、次いで「身体の健康づくりや、心の安らぎの場となること」(41.1%)、「子ども達の遊びや学習の場となること」(36.6%)、「都市に季節感や、風格を与えること」(34.0%)が多く回答されました。

環境改善や都市に季節感や風格を与えるという緑が存在することで得られる効果へのニーズ、健康づくりや安らぎの場、子ども達の遊び場といった日常的な利用に関するニーズが高いと考えられます。

問8.茨木市の緑のうち、特に守り育てる必要があるものは、どのような緑だと思いますか？（3つまで選択可）



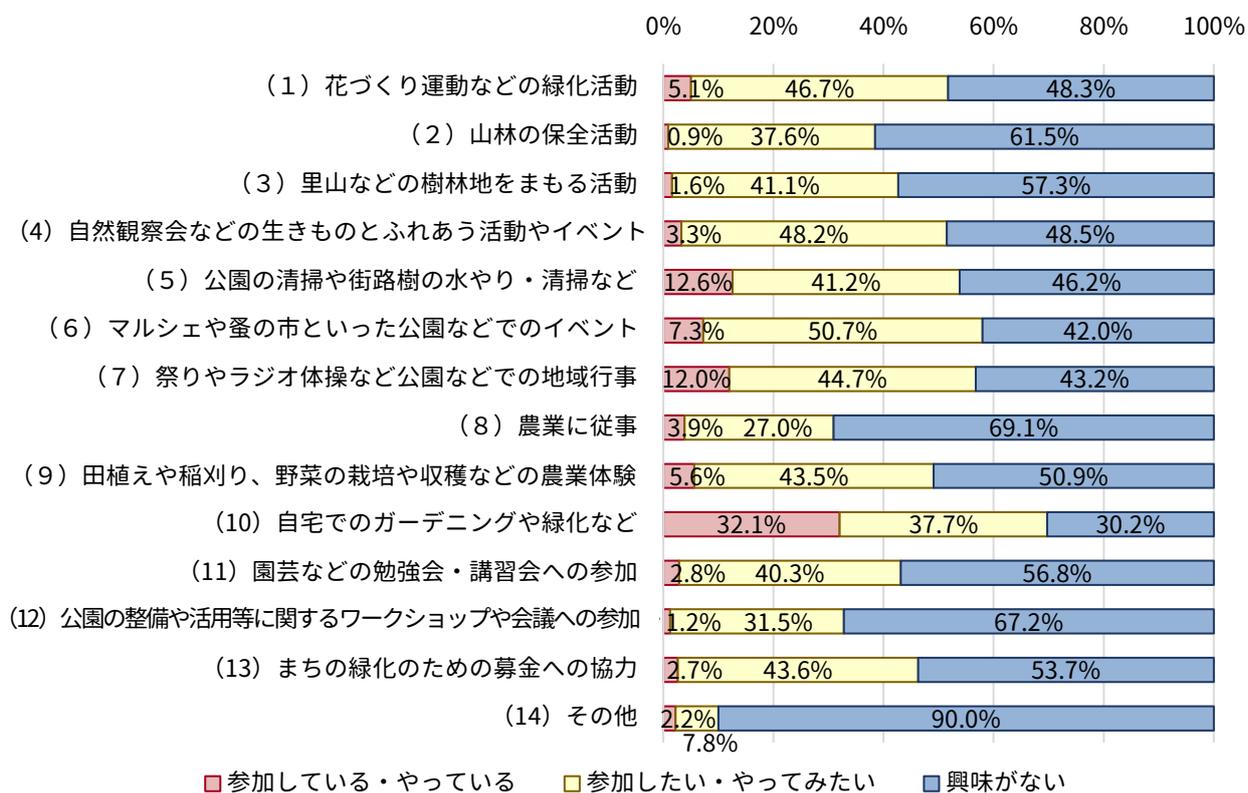
守り育てる必要がある緑は、「公園の緑」(64.7%)が最も多く、次いで「道路の街路樹」(44.4%)、「社寺仏閣や自然林などの伝統的な緑」(38.2%)、「山や丘陵地の緑」(37.1%)、「河川などの水辺の緑」(32.7%)が多い回答でした。

お住まいの地域や茨木市全体に多い緑（問1、問4）でも多く回答されていた、公園の緑や街路樹、河川といった公共の緑、山や丘陵地の緑が、特に守り育てる必要があると思われる。また、社寺仏閣など伝統的な緑についても特に守り育てる必要があると思われる。

III 緑との関わり

問9.あなたと緑の関わりについて、あなたが現在参加している（やっている）こと、今後参加してみたい（やってみたい）ことは何ですか？

問9. 現在参加している、今後参加してみたいこと



n=1,048

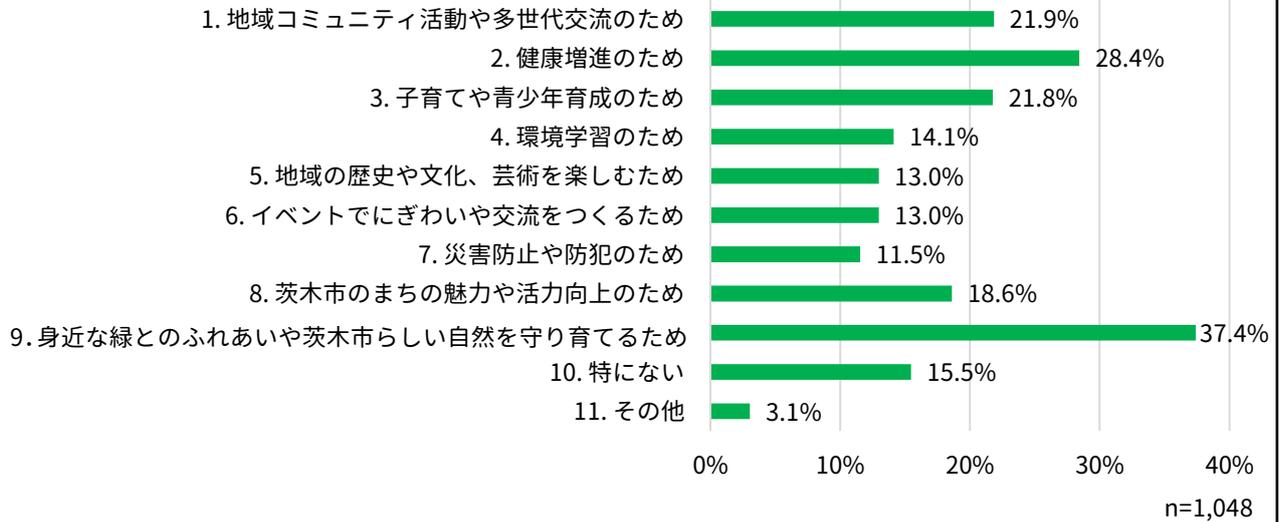
最も多い項目は「自宅でのガーデニング緑化など」で、次いで「マルシェや蚤の市といった公園などでのイベント」、「祭りやラジオ体操など公園などでの地域行事」、「公園の清掃や街路樹の水やり・清掃など」、「花づくりなどの緑化活動」が多い回答でした。

また、「参加している・やっている」と「参加したい・やってみたい」の回答者の合計が40%を超える項目が、多く見られました。

緑と関わりっている市民や関わりたいと思っている市民が多くおられ、特に、緑化や公園での活動への参加ニーズが高いと考えられます。

問 10. 緑に関して「現在参加している（やっている）」「今後参加してみたい（やってみたい）」と思うことについて、その理由をお答えください。（3つまで選択可）

問10. 問9の理由

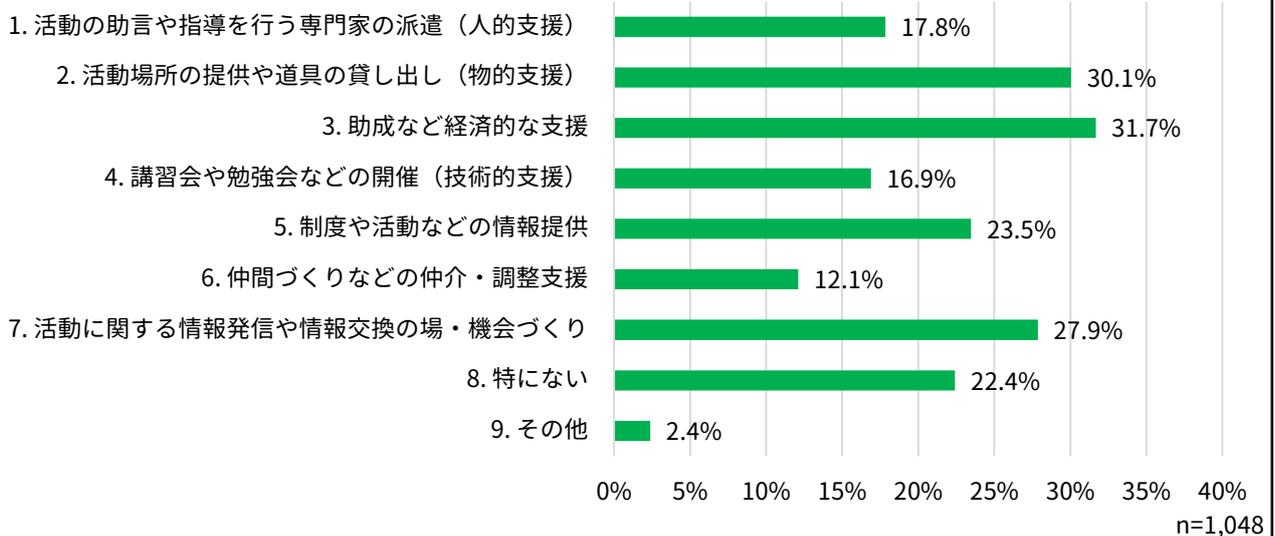


「参加している・やっている」または「参加したい・やってみたい」理由としては、「身近な緑とのふれあいや茨木市らしい自然を守り育てるため」（37.4%）が最も多く、次いで、「健康増進のため」（28.4%）、「地域コミュニティ活動や多世代交流のため」（21.9%）、「子育てや青少年育成のため」（21.8%）が多い回答でした。

身近な緑とのふれあいや、茨木市らしい自然の保全、健康増進や子育てなど暮らしを通じた緑との関わりのニーズがあると考えられます。

問 11. あなたが緑と関わる上で、本市に特に支援してほしいことは何ですか。（3つまで選択可）

問11. 支援してほしいこと

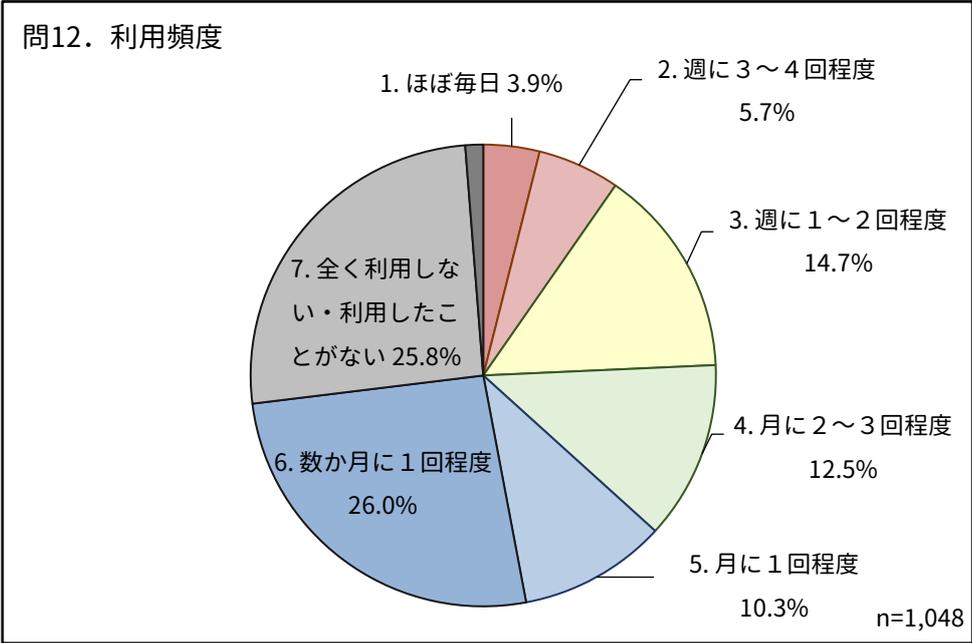


支援してほしいこととしては、「助成など経済的な支援」(31.7%)、「活動場所の提供や道具の貸し出し(物的支援)」(30.1%)、「活動に関する情報発信や情報交換の場・機会づくり」(27.9%)が多い回答でした。

緑と関わる上での支援内容では、経済的な支援、物的支援、情報発信や情報交換の場・機会づくりのニーズが高いと考えられます。

IV 公園との関わり

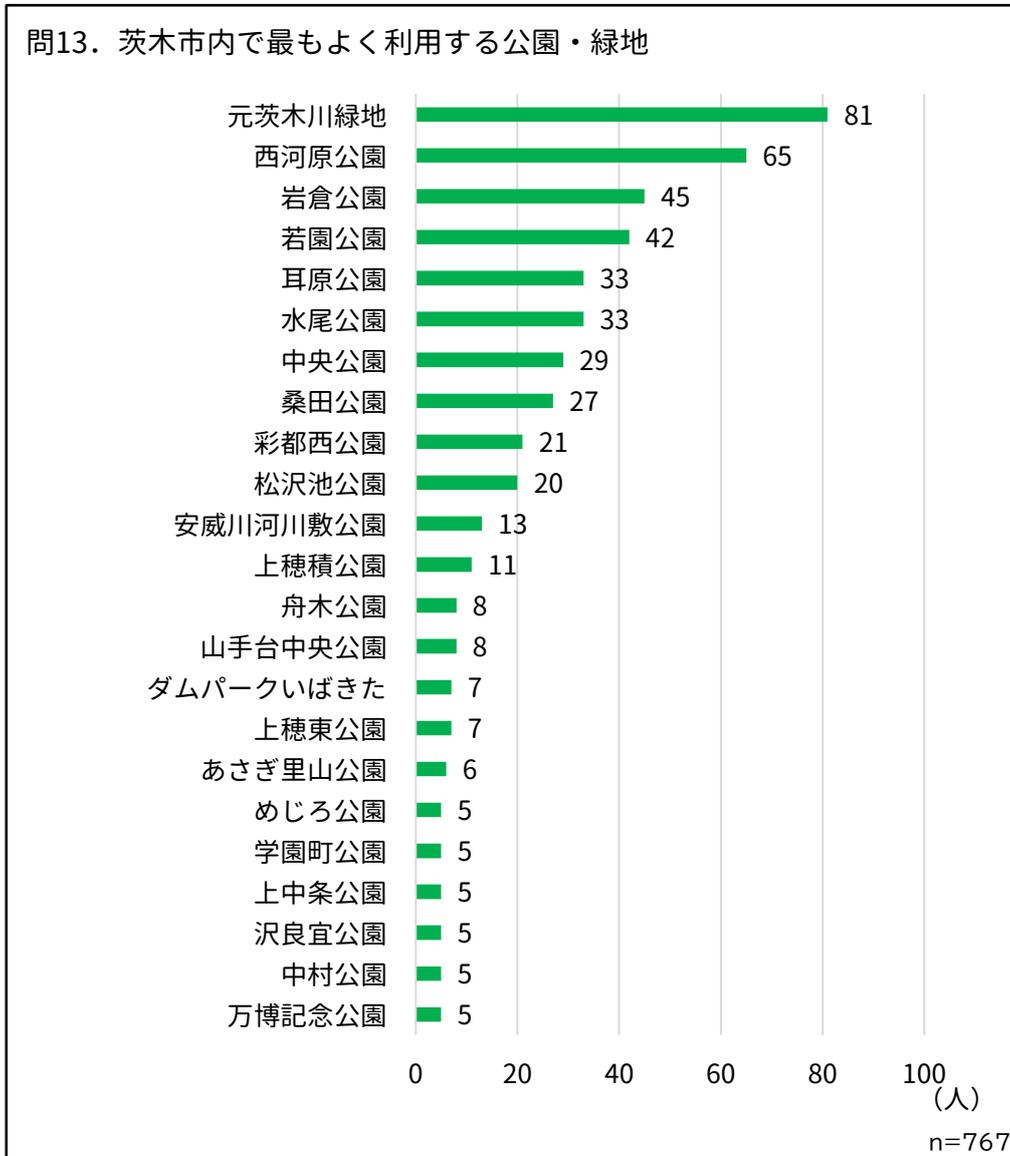
問 12.どのくらいの頻度で利用しますか？ (1つ選択)



公園の利用頻度は、「数か月に1回程度」(26.0%)が最も多く、次いで「全く利用しない・利用したことがない」(25.8%)、「週に1~2回程度」(14.7%)でした。

回答者の約70%が数か月に1回以上公園を利用しています。

問 13.問 12 で「1.ほぼ毎日」から「6.数か月に1回程度」と回答された方にお聞きします。茨木市内で最もよく利用する公園・緑地はどこですか？（自由記述）

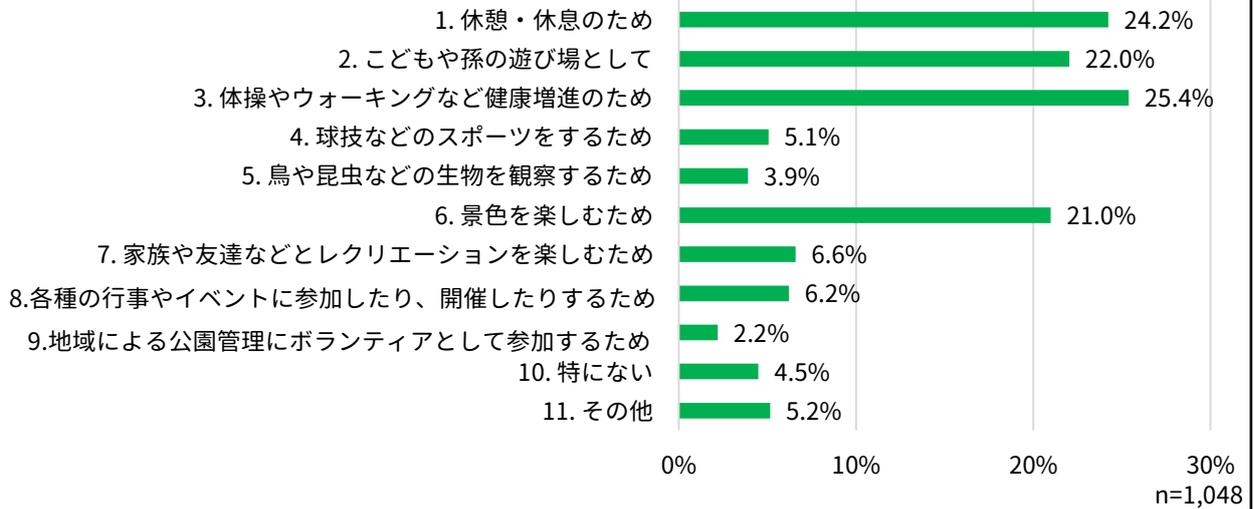


※愛称や隣接する施設名などで回答された場合は正式名称の公園緑地として集計。
 (例：「桜通り」は「元茨木川緑地」、「おにクル」は「中央公園」として集計、など)
 ※5人以上が回答した公園緑地を抜粋して表示。

最もよく利用する公園・緑地は「元茨木川緑地」(81人)が最も多く、次いで「西河原公園」(65人)、「岩倉公園」(45人)、「耳原公園」「水尾公園」(33人)、「中央公園」(29人)でした。

問14.問13で回答した公園・緑地について、主にどのような目的で利用しますか？（3つまで選択可）

問14. よく利用する公園・緑地の利用目的

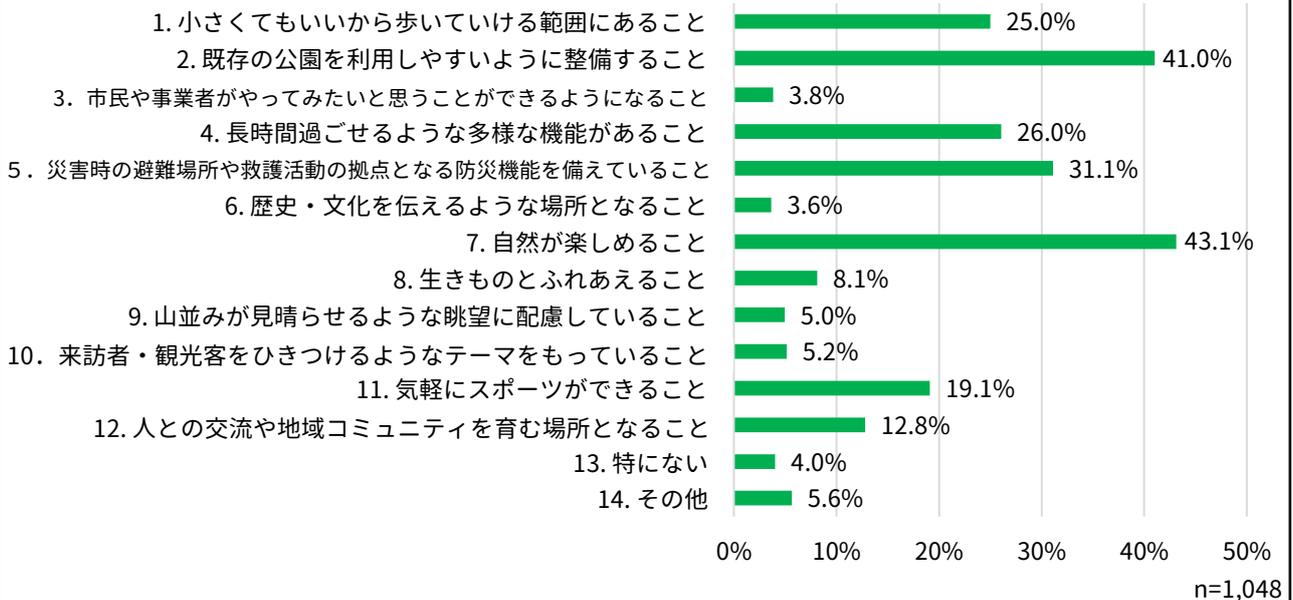


利用目的は、「体操やウォーキングなど健康増進のため」（25.4%）が最も多く、次いで「休憩・休息のため」（24.2%）、「こどもや孫の遊び場として」（22.0%）、「景色を楽しむため」（21.0%）が多い回答でした。

健康増進、休憩・休息、こどもの遊び場といった日々の暮らしの中での利用、季節の花や紅葉など景色を楽しむための利用が多いと考えられます。

問15.茨木市の公園・緑地に対して今後どのようなことを特に望みますか？（3つまで選択可）

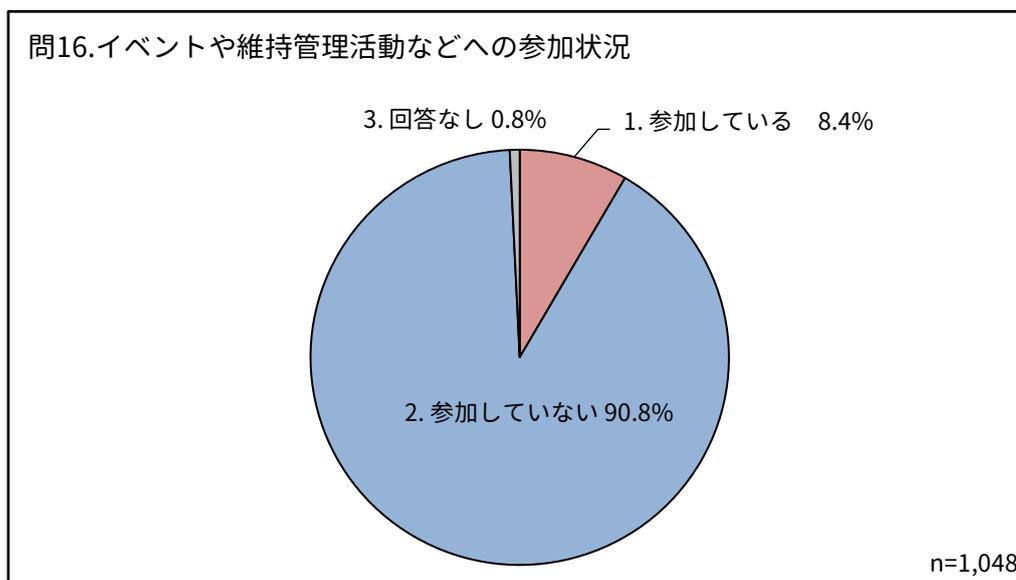
問15. 公園に対して望むこと



今後、公園・緑地に望むことは、「自然が楽しめること」(43.1%)が最も多く、次いで「既存の公園を利用しやすいように整備すること」(41.0%)、「災害時の避難場所や救護活動の拠点となる防災機能を備えていること」(31.1%)が多い回答でした。また、「小さくてもいいから歩いていける範囲にあること」(25.0%)の回答も多くみられました。

身近に公園・緑地があり、自然が楽しめることや、既存の公園の利便性や魅力の向上、防災機能の充実へのニーズが高いと考えられます。

問 16.公園・緑地でのイベントや観察会などの企画・運営、花壇づくりや清掃など維持管理活動に参加していますか？(1つ選択)

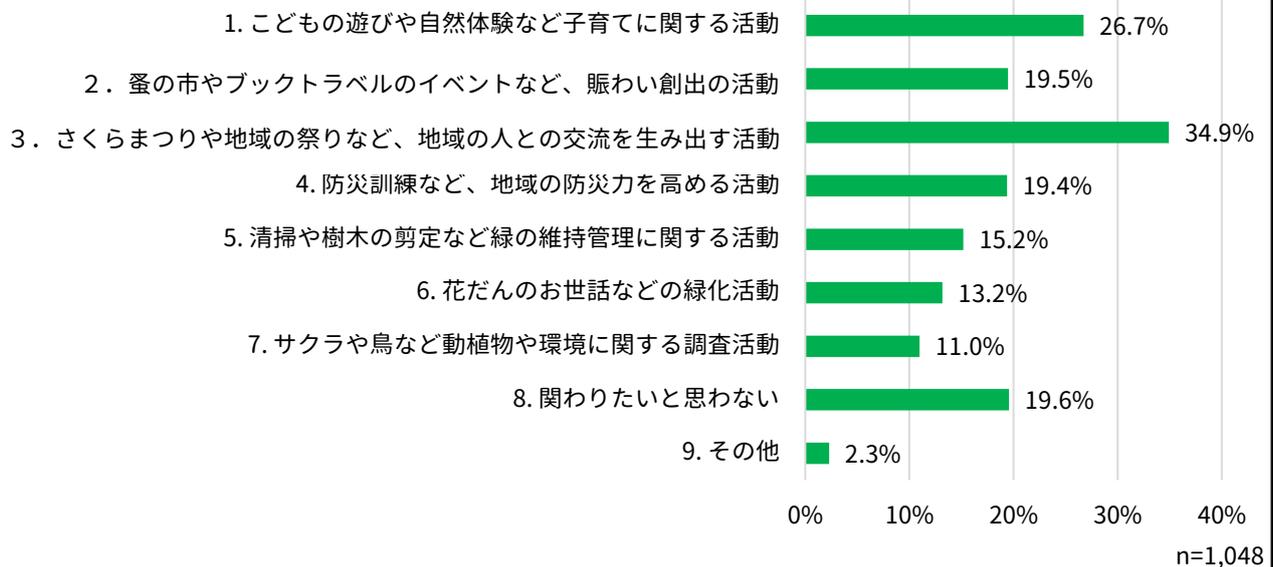


イベントや維持管理活動などへの参加状況については、回答者の約90%が「参加していない」という回答でした。

回答結果から、公園・緑地でのイベントや観察会などの企画・運営や維持管理活動への参加はほとんどされていない現状にあることがわかりました。一方で、前述問9の「現在参加していること・してみたいこと」の回答結果では、公園でのイベントや地域行事、清掃活動などへの参加ニーズが見られています。

問 17.今後、公園・緑地の利活用や維持管理活動について、どのようなことであれば、関わっていき
たいと思いますか？（3つまで選択可）

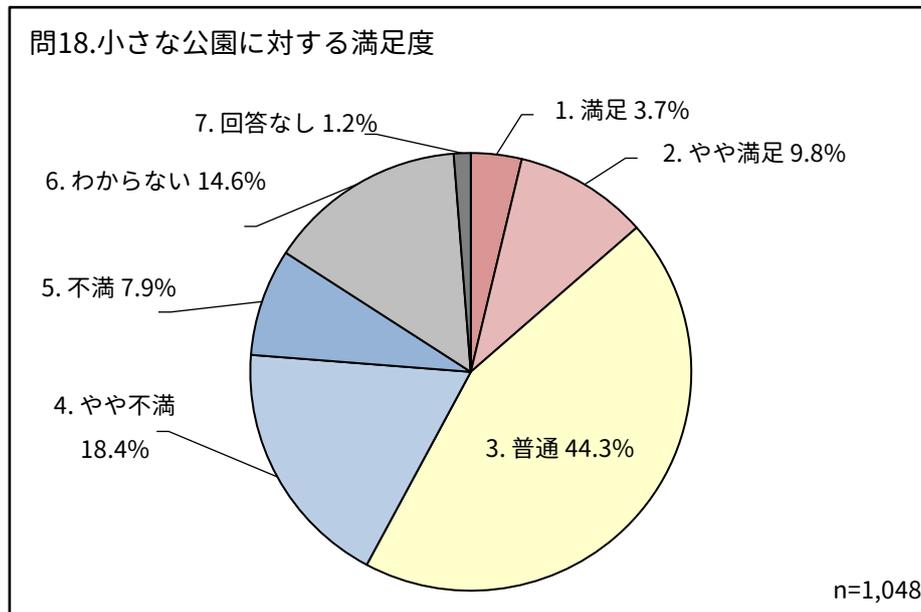
問17. イベントや維持管理活動などへの参加意欲



イベントや維持管理活動などへの参加意欲については、「さくらまつりや地域の祭りなど、地域の人との交流を生み出す活動」（34.9%）が最も多く、次いで「こどもの遊びや自然体験など子育てに関する活動」（26.7%）、「関わりたいと思わない」（19.6%）、「蚤の市やブックトラベルのイベントなど、賑わい創出の活動」（19.5%）、「防災訓練など、地域の防災力を高める活動」（19.4%）が多い回答でした。

「関わりたいと思わない」の回答者が約20%と、回答者の約80%は、何らかの活動への参加意欲があると考えられます。特に、さくらまつりなど地域交流、イベントなど賑わい創出といった地域の魅力づくりに関する活動、子育てや防災といった暮らしに関わる活動への関わりへの参加意欲が高いと考えられます。

問 18.茨木市の小さな公園（〇〇児童遊園など）について、あなたはどのように思いますか？（1つ選択）

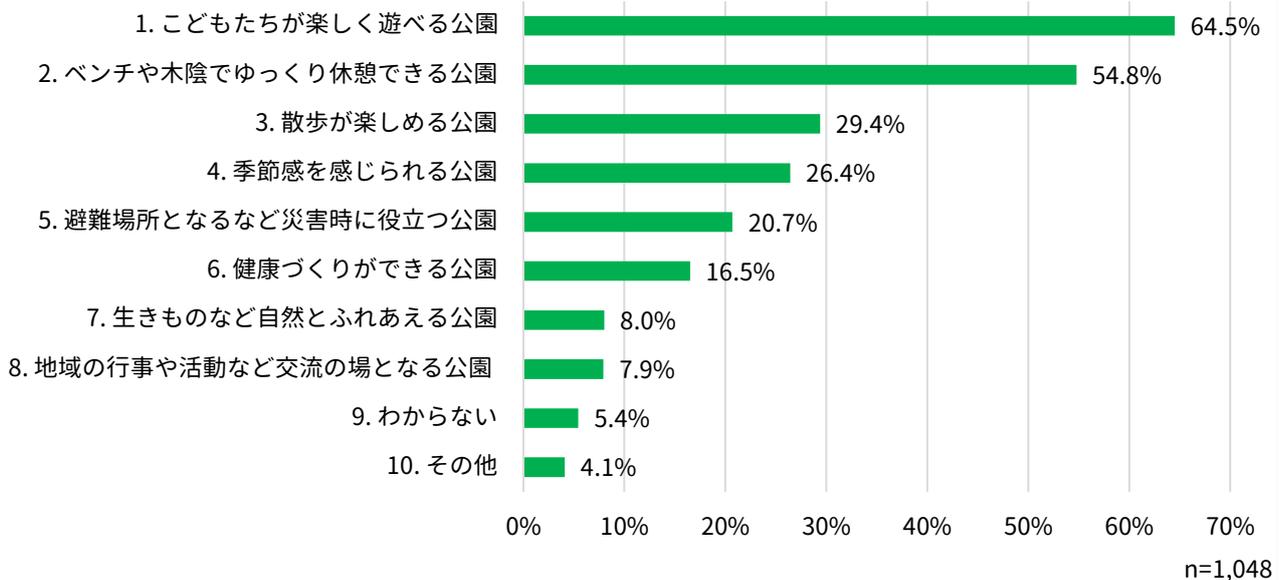


回答者の44.3%が「普通」と回答しています。「満足」と「やや満足」の回答者の合計は15.5%、「不満」と「やや不満」の合計は26.3%でした。

小さな公園について、回答者の半数近い人が「普通」と思っていますが、満足・やや満足と思っている人より、不満・やや不満と思っている人の方が多くおられます。

問 19.茨木市の小さな公園（〇〇児童遊園など）について、どのようになればよいと思いますか？（3つまで選択可）

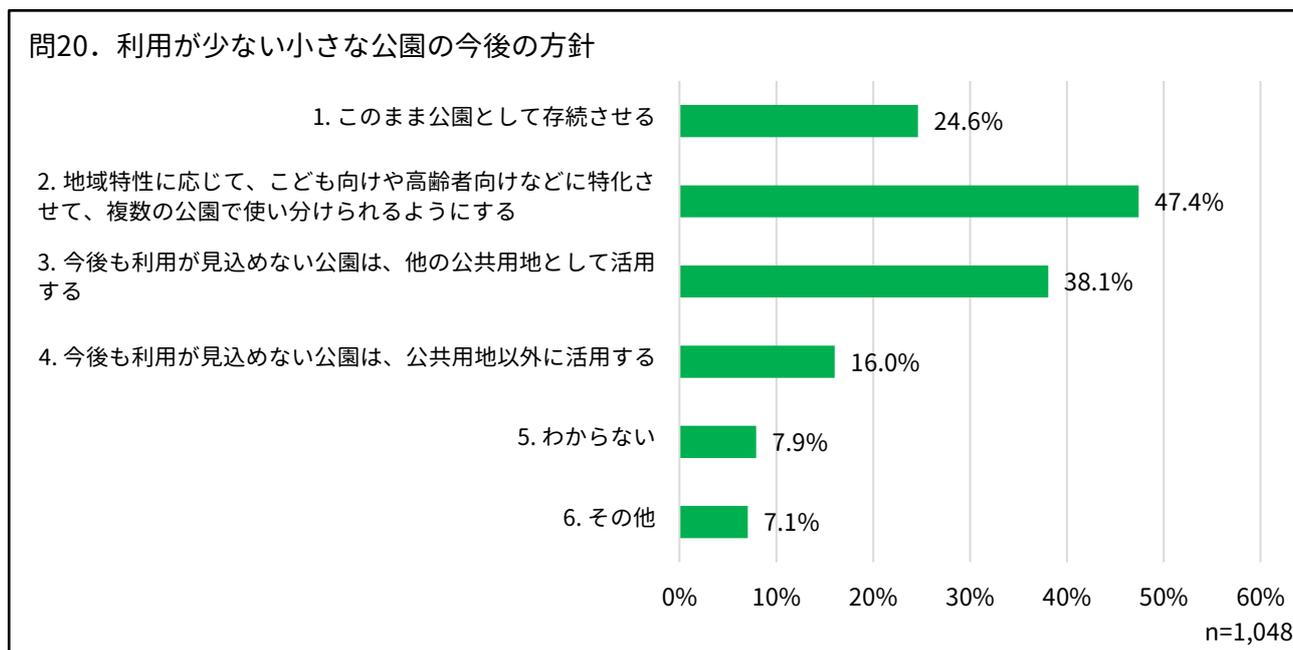
問19. 小さな公園の今後の方向性



小さな公園に望むことは、「こどもたちが楽しく遊べる公園」(64.5%)が最も多く、次いで「ベンチや木陰でゆっくり休憩できる公園」(54.8%)、「散歩が楽しめる公園」(29.4%)、「季節を感じられる公園」(26.4%)、「避難場所となるなど災害時に役立つ公園」(20.7%)が多い回答でした。

小さな公園には、こどもたちが遊べ、ゆっくり休憩できる公園としてのニーズが高く、加えて、散歩や季節が楽しめ、災害時に役立つ公園としてのニーズも高いと考えられます。

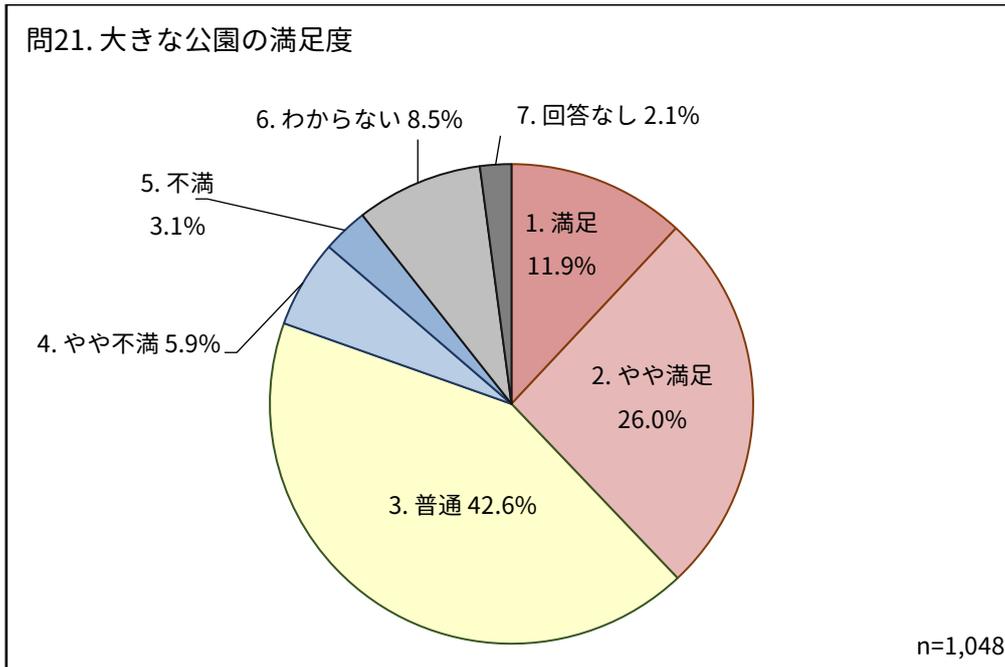
問 20.茨木市内には、あまり利用が見られない小さな公園が多く存在しています。これらの公園について、今後、どのようにしていけばよいと思いますか？（3つまで選択可）



利用が少ない小さな公園の今後については、「地域特性に応じて、こども向けや高齢者向けなどに特化させて、複数の公園で使い分けられるようにする」(47.4%)が最も多く、次いで「今後も利用が見込めない公園は、他の公共用地として活用する」(38.1%)、「このまま公園として存続させる」(24.6%)が多い回答でした。

利用が少ない小さな公園については、公園としての存在を担保しつつ、何らかの改善策が望まれています。特に、公園の機能や公園以外の機能を変えて公共施設として有効活用をすることが望まれています。

問 21.茨木市の大きな公園について、あなたはどのように思いますか？（1つ選択）

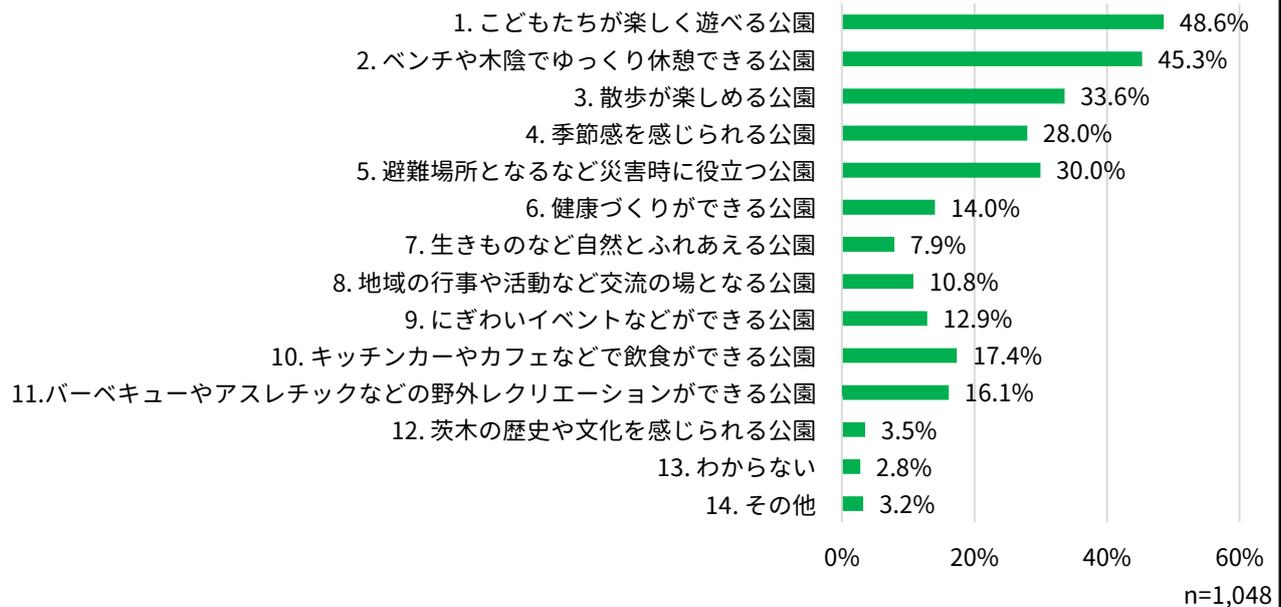


回答者の42.6%が「普通」と回答しています。「満足」と「やや満足」の回答者の合計は37.9%、「不満」と「やや不満」の合計は9.0%でした。

大きな公園については、回答者の約80%が、普通または満足・やや満足と思っています。

問 22.茨木市の大きな公園について、どのようになればよいと思いますか？（3つまで選択可）

問22. 大きな公園へのニーズ

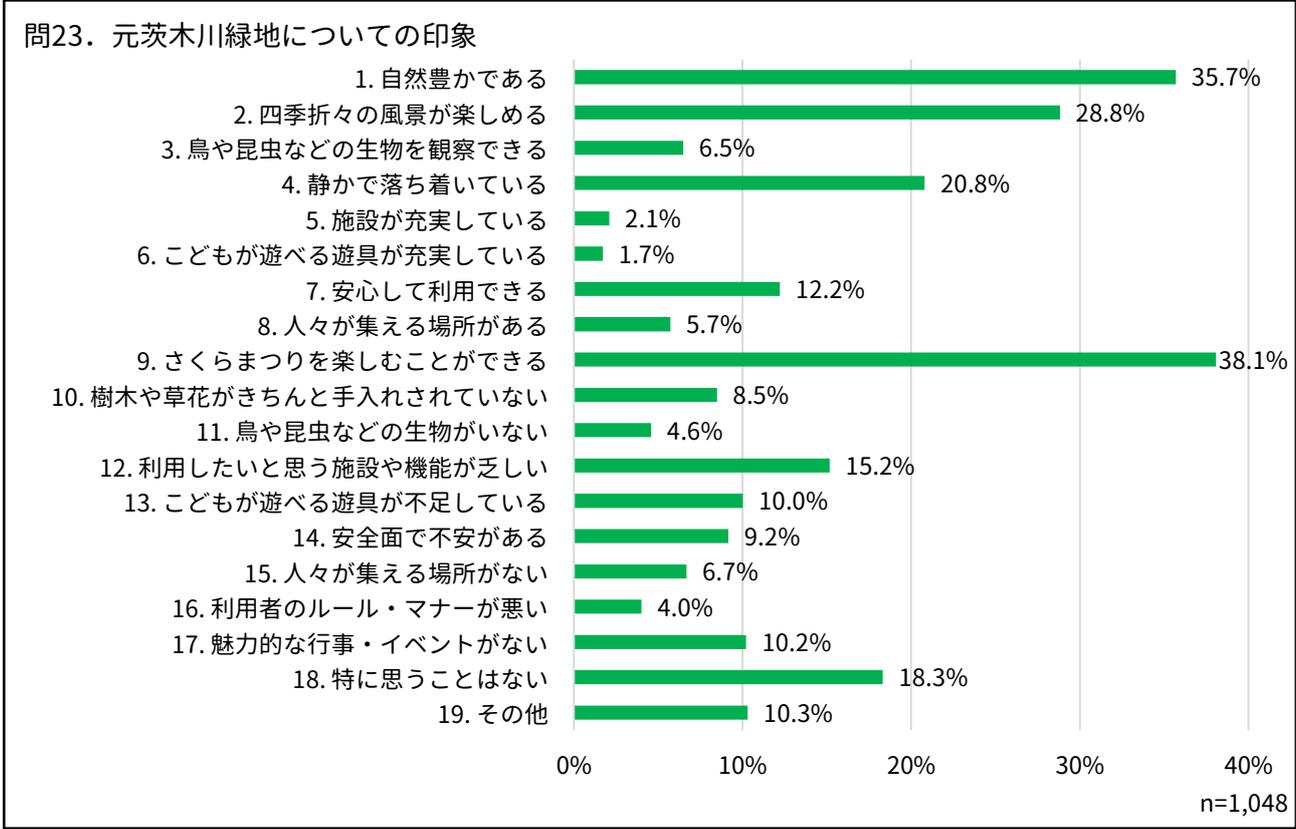


大きな公園に望むことは、問19の小さな公園に望むことと同様に、「こどもたちが楽しく遊べる公園」(48.6%)が最も多く、次いで「ベンチや木陰でゆっくり休憩できる公園」(45.3%)、「散歩が楽しめる公園」(33.6%)、「避難場所となるなど災害時に役立つ公園」(30.0%)、「季節を感じられる公園」(28.0%)が多い回答でした。

大きな公園においても小さな公園と同様に、こどもたちが遊べ、休憩できる公園としてのニーズが高く、加えて散歩や季節が楽しめ、災害時に役立つ公園としてのニーズが高いと考えられます。

V 元茨木川緑地についてお聞かせください

問 23.元茨木川緑地について、どう思いますか？（5つまで選択可）

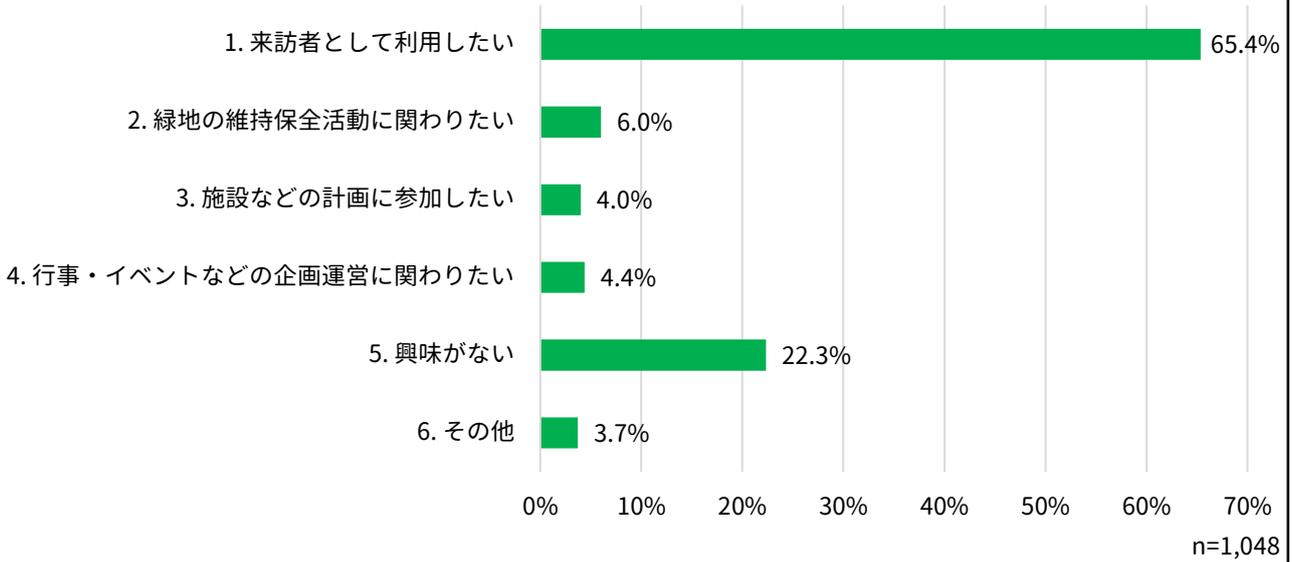


元茨木川緑地についての印象は、「さくらまつりを楽しむことができる」(38.1%)が最も多く、次いで「自然豊かである」(35.7%)、「四季折々の風景が楽しめる」(28.8%)が多い回答でした。

元茨木川緑地は、さくらまつりが楽しめ、自然が豊かで四季折々の風景が楽しめる場所であるという印象が強いと考えられます。

問 24.今後どのように元茨木川緑地に関わっていきたいと考えていますか？（複数回答可）

問24. 元茨木川緑地への関わりのニーズ

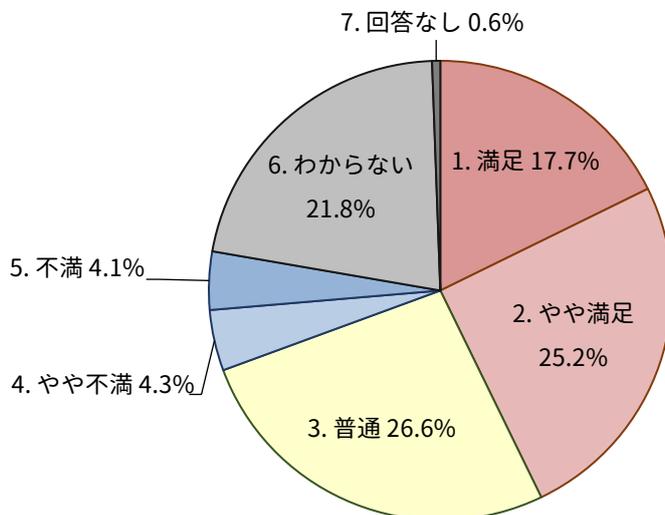


元茨木川緑地への関わりについては、「来訪者として利用したい」（65.4%）が最も多く、緑地の維持保全活動や、施設などの計画づくり、行事・イベントなどの企画運営に関わりたいと回答した人の合計は20%に満たない回答でした。

元茨木川緑地を訪れて利用したいというニーズは高く、緑地の環境の維持や保全、施設計画やイベント活用の企画への関わりのニーズは低いと考えられます。

問 25.市役所前に新設した「おにクル」と茨木神社に隣接する元茨木川緑地部分を、令和 5 年に改修しました。どのように思われますか？（1 つ選択）

問25. 改修に対する満足度

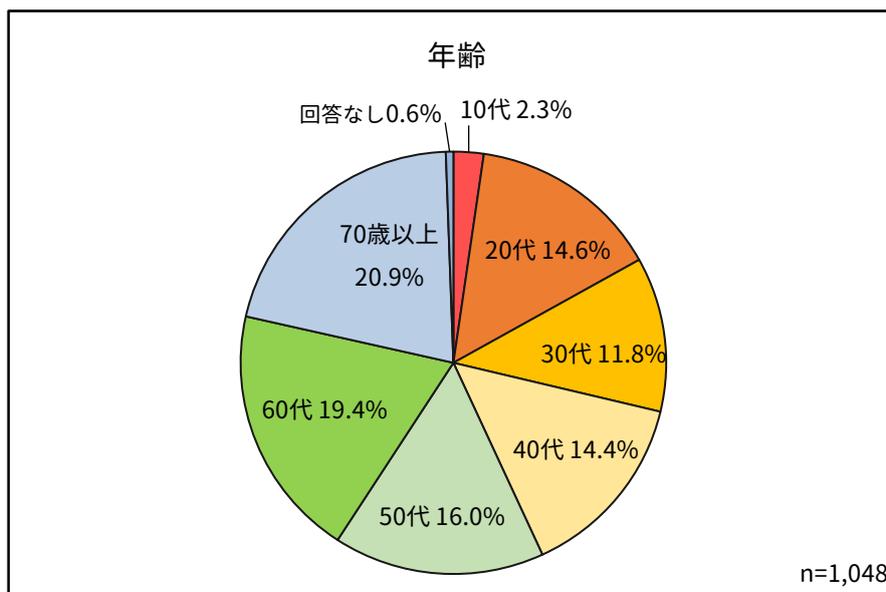


回答者の26.6%が「普通」と回答しています。「満足」と「やや満足」の回答者の合計は42.9%、「不満」と「やや不満」の合計は8.4%でした。

回答者の半数以上の方が、普通または満足・やや満足と思っています。

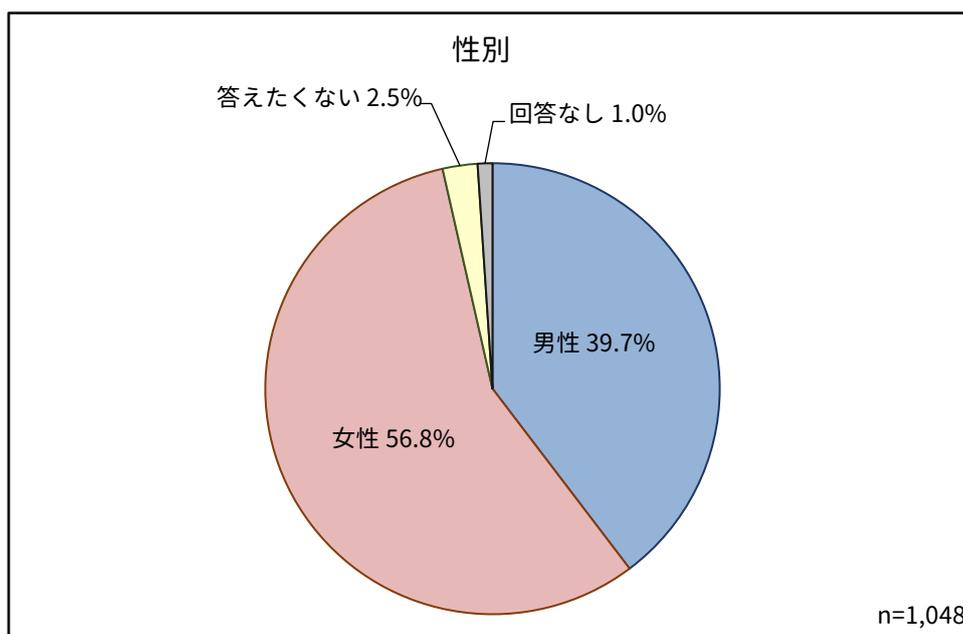
VII 回答者属性

年齢



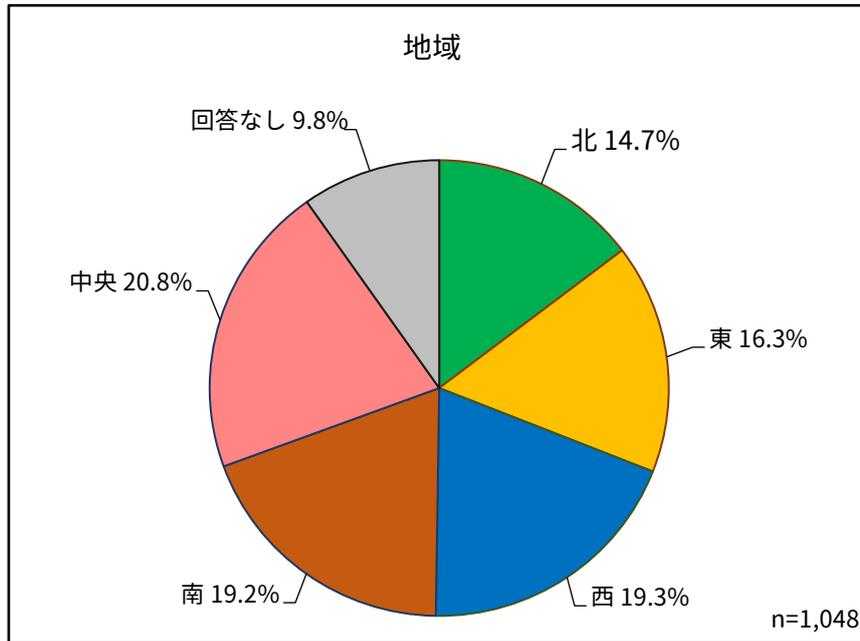
20代から70歳以上までの各年代の方に、同程度の割合で回答いただきました。

性別



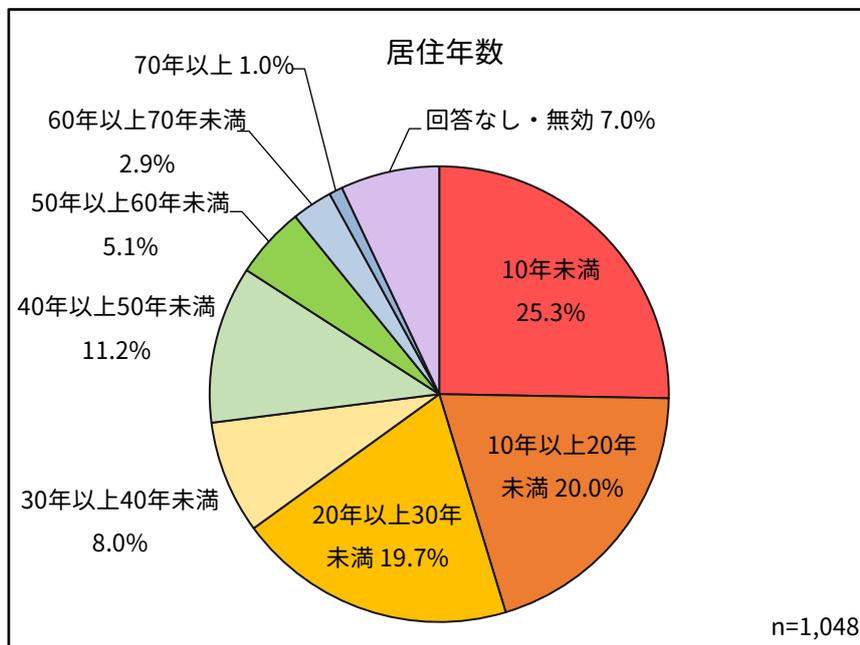
男性より女性にやや多く回答いただきました。

お住まいの地域



各地域にお住まいの方に、同程度の割合で回答いただきました。

居住年数



回答者のほとんどが10年以上市内に居住されており、10年以上30年未満の方が全体の39.7%、30年以上70年未満の方が27.2%でした。

参考資料3 改定の経緯

茨木市みどりの基本計画の改定にあたっては、市民意見を聴取しつつ、市民、事業者、学識経験者、行政関係者で構成される「茨木市みどりの施策推進委員会」における議論を重ねながら計画案を作成してきました。その後、計画案を公表し、パブリックコメントの募集及びその意見の計画への反映を経て改定を行いました。

実施日	実施事項
令和6年(2024年) 9月13日～10月18日	茨木市みどりの基本計画に関する市民アンケート調査 (市民3,000人を対象に実施)
令和7年(2025年) 5月14日	第1回茨木市みどりの施策推進委員会 議事(1)茨木市みどりの基本計画について (2)茨木市のみどりの現況について (3)市民アンケート結果について (4)基本計画改定の視点(案)について (5)茨木市みどりの基本計画改定素案 骨子構成(案)について (6)パークマネジメントの検討に向けた現地調査について
令和7年(2025年) 6月26日	第2回茨木市みどりの施策推進委員会 議事(1)第1回委員会のふりかえり (2)茨木市のみどりの特徴と課題 (3)基本理念、みどりの将来像、基本方針(案) (4)施策方針(案)
令和7年(2025年) 8月21日	第3回茨木市みどりの施策推進委員会 議事(1)第2回委員会のふりかえり (2)改定計画の構成と地域別の取組の方向性(案) (3)具体施策、評価指標、推進方策(案) (4)公園利用実態調査結果
令和7年(2025年) 10月6日	第4回茨木市みどりの施策推進委員会 議事(1)第3回委員会のふりかえり (2)計画素案について
令和7年(2025年) 11月5日～11月28日	茨木市みどりの基本計画(案)の公表、パブリックコメント募集
令和8年(2026年) 1月16日	第5回茨木市みどりの施策推進委員会 議事(1)第4回委員会のふりかえり (2)計画案及び概要版案について (3)パークマネジメントに向けた検討について

参考資料 4 茨木市みどりの施策推進委員会 委員名簿

構成員区分	所属等・役職名	氏名（敬称略）
市民	公募市民委員	井下 晃介
	公募市民委員	浅井 咲嬉
学識経験者	大阪公立大学大学院教授	加我 宏之
	大阪大学大学院教授	福田 知弘
	龍谷大学准教授	石原 凌河
関係団体から 推薦された者	大阪府森林組合	都解 浩一郎
	茨木バラとカシの会	高原 富佐子
	茨木市こども会育成連絡協議会	古川 美奈子



茨木市 建設部 公園緑地課
〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8-13
TEL 072-622-8121 (代表)

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/index.html>

茨木市みどりの基本計画 発行日：令和8年（2026年）3月